確認・検査・適合性判定の運用等に関する質疑

目次

1．確認申請等における申請図書の取扱いについて
①「明示すべき事項」について …… 1
②構造関係の提出書類について …… 4
③構造計算概要書について …… 6
④構造安全証明書について …… 7
⑤その他の提出書類について …… 8

2．建築確認、中間検査、完了検査の取扱いについて
①審査省略及び図書省略の取扱いについて …… 11
②改正法施行日前後における法の適用関係について …… 12
③中間検査及び完了検査の取扱いについて …… 14
④計画変更の取扱いについて …… 17
⑤その他の取扱いについて …… 19

3．処分通知、処分報告の取扱いについて …… 22

4．構造計算適合性判定の取扱いについて
①構造計算適合性判定の要否について …… 25
②その他の取扱いについて …… 27

5．大臣認定・型式適合認定等の取扱いについて …… 29

6．その他 …… 31

1．確認申請等における申請図書の取扱いについて

①「明示すべき事項」について

	質疑内容	回答	公開日
3	「付近見取図」で「隣地にある建築物の位置及び用途」を明示すべき理由を教えてください。	建築基準法上の敷地とは「一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地」をいうところ、敷地設定が適切であるかどうかを審査するためには、隣地にある建築物との用途上可分・不可分の別を審査する必要があるため、「付近見取図」で「隣地にある建築物の位置及び用途」を明示することとしています。	7/23
53	各階平面図に各室の床面積を明示するとなっていますが、全室の明示が必要ですか。法の規定で室面積が関係する室のみの明示で良いですか。	申請に係る建築物について適用のある建築基準関係規定で床面積が関係する室のみの明示で構いません。	8/3
63	申請段階で具体的な設備機器（排煙機、浄化槽等）の品番が確定していない場合において、構造詳細図はどのように作成したらよいのか。	確認申請時に具体的な設備機器（排煙機、浄化槽等）の品番が確定していない場合は、実際に採用を予定している設備機器のうち一以上の機種の構造詳細図又は一定の仕様範囲を示した標準的な構造詳細図を添付した上で、当該設備機器又はこれと同等（寸法、材料、性能等）の設備機器を用いることを明示するものとする。	8/8 10/1修正
66	施行規則第１条の３各項の表で規定されている「明示すべき事項」については、同表に掲げられている全ての項目の記載を求めなければならないのでしょうか。	当該計画において「明示すべき事項」に該当する項目が存在しない場合は、記載を求める必要はありません。なお、施行規則第１条の３第６項により、同条第１項表１もしくは表２又は第４項表１に掲げる各図書に明示すべき事項が、他の図書に明示されていれば、本来の図書に明示する必要はありません。	8/8 9/5修正
67	施行規則第１条の３第６項の規定について、「明示すべき事項を全て第１項又は第４項の別の図書に明示した場合は、当該図書を申請書に添えることを要しない」とありますが、例えば、断面図に明示すべき事項を全て他の図書に明示した場合、断面図は添付しなくても良いのでしょうか。	貴見のとおりです。	8/8
75	「立面図」や「断面図」に「地盤面」を記載する必要はありますか。	「立面図」には「地盤面」を記載する必要はありませんが、必要に応じて記載しても構いません。「断面図」には「地盤面」を記載する必要があります。	8/15
134	非常用照明設備について、個別の照明装置によって1ルクス以上の照度を確保できる範囲を示す円を記入するのではなく、平面図上に、すべての非常用照明設備によって1ルクス以上の照度を確保できる範囲を色塗りしたもの等でも適当と考えてよいか。	構いません。	8/29
135	床面積求積図に明示すべき事項として、「各部分の寸法及び算式」とあるが、フロアごとに求積が分かればよいのか。それとも、各室の床面積が分かるように、その寸法及び算式まで求められるか。	各室の床面積が分かるように記載する必要があります。	8/29 8/30修正
136	建築物の耐火構造等の構造詳細図の明示すべき事項として「防火設備の断面図」とあるが、防火設備の種類が多数ある場合、全ての防火設備について断面図が必要か。また、大臣認定を取得している防火設備についても断面図は必要か。	必要です。また、大臣認定の場合で、認定を受けた構造方法等の仕様（断面の構造等）が示されている図書が提出されている場合は、別途の断面図を添付する必要はありません。	8/29 9/5修正
142	「耐火構造等の構造詳細図」の「主要構造部、軒裏、ひさしその他これに類するもの及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法」の寸法は、具体的な数値の記載が必要か。	必要です。	9/5
143	採光計算はすべての居室について必要か。	採光規定の適用に関係する居室についてのみ計算します。	9/5
144	採光補正係数の垂直距離及び水平距離は、すべての係数に対して図面に明示することが必要か。	採光規定の適用に関係するものについて、すべて明示することが必要です。ただし、技術的助言（平成19年９月25日国住指発第2327号）第３②にあるとおり、表記の仕方については、確認審査に支障がない範囲内で、例えば、具体的な数値や図ではなく適合することが明らかである旨の記載等にかえることとして差し支えありません。	9/5 10/2修正

154	施行規則第1条の3各項の表で規定されている「明示すべき事項」については、明らかに適合するものについても、明示する必要があるのか。	「明示すべき事項」に係る規定が、明らかに建築基準関係規定に適合する場合であっても、原則として「明示すべき事項」を記載する必要がありますが、表記の仕方については、確認審査に支障がない範囲内で、例えば、具体的な数値や図ではなく適合することが明らかである旨の記載等に替えることとして差し支えありません（例：前面道路幅員30m、適用距離25mのため道路斜線制限に適合 等）。また、申請者等が建築基準関係規定への適合は明らかであると考え、「明示すべき事項」について、適合することが明らかである旨の記載等に替えていた場合において、建築主事等が建築基準関係規定への適合を確かめられないと判断すれば、申請者等に対して「適合するかどうかを決定できない旨の通知書」を交付し、補正又は追加説明書の提出を求めることとなります。	9/5 10/3修正
227	外装材の下地（胴縁等）は軸組図に明示が必要か。	軸組図に明示すべき事項は「構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法」等となっており、ご指摘の外装材の下地については、壁倍率の規定の審査等において必要な場合を除き、特に明示する必要がないものと考えます。	9/20
228	構造詳細図で「かぶり厚さ」を確認することとなっているが、本来、柱・はりの主筋やアンカーボルトとの取り合いまでは施工図がないとチェックが困難であると考えられる。数値のみの記入では認められないのか。	構造詳細図に明示するかぶり厚さについては、数値のみの記入で構いません。	9/20
230	施行規則第1条の3に規定する提出図書で、構造詳細図のうち、「屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取り付け部分の構造方法」が明示すべき事項となっているが、具体的に何でしょうか。	令第39条第1項の脱落の防止に関する規定への適否が判断できるよう、具体的な取付け方法を明記する必要があります。	9/20
231	施行規則第1条の3に規定する提出図書で、構造詳細図のうち、「外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地」とあるが、具体的に何でしょうか。	令第49条第1項に規定する「防水紙その他これに類するもの」のことです。	9/20
232	施行規則第1条の3に規定する提出図書で、「開口部の位置、形状及び寸法」を明示すべき部分があるが、開口部とは窓からスリーブまでのすべてでしょうか。	貴見のとおりです。ただし、設備等の小開口などにおいて、補強することにより、構造耐力上主要な部分の耐力への影響がないものについては、仕様書等に記載する方法も考えられます。 　また、スリーブの位置等について、建築確認申請時に施工時の変更に対して、あらかじめ適切な検討が行われている範囲であれば、計画変更申請を要しない扱いが可能です。	9/20
233	施行規則第1条の3の表2（1）「令第3章第3節の規定が適用される建築物」の中に「使用構造材料一覧表（木材の品質）」とあるが、JAS材でない木材の場合はどのようなものを想定しているか。	施行規則は、法令に適合しているかどうか審査するために必要な事項を明示するよう、定めています。ご質問の場合、令第41条の規定への適合性の判断に必要な「節、腐れ、繊維の傾斜、丸身等による耐力上の欠点の有無」に関する記載を想定しています。	9/20
234	施行規則第1条の3の表2（1）「令第3条第6節の規定が適用される建築物」の「施工方法等計画書（コンクリートの場合）」とは、どのようなものを想定しているのか。	令第3章第6節の規定のうち、構造図等で表示することのできない、材料や工事施工に関する規定への適合性についての審査に必要な事項が書かれたものを想定しています。日本建築学会の「建築工事標準仕様書・同解説JASS5鉄筋コンクリート工事」や東京都建築士事務所協会が発刊する「構造設計標準仕様」等が記載の参考になると考えられます。また、従来使用されていた標準仕様書や特記仕様書等があれば、それに代えることが可能と考えられます。	9/20
235	改正法施行後は、施工方法等計画書に「コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法」を明示する必要があるが、「図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて標準仕様書による」というように、申請書に添付される図書以外の図書を指定するような表記でもよいか。それとも必ず申請書に添付される図書中にその旨表記しなければならないか。	ご質問の例示のように「標準仕様書による」ものとして、引用される図書が広く一般的に使用されるものであり、かつ、当該計画の確認審査において支障をきたさないものである場合は、そのような取扱いも可能です。	9/20
257	施行規則第1条の3第6項において第1項表1及び表2については、「明示すべき事項」を他の図書に明示してもよいと規定されているが、同項表3については、決められた図書に明示すべき事項を記入しなくてはならないか。	貴見のとおり。	10/3
258	施行規則第1条の3第1項表2に掲げる図書に「明示すべき事項」を同項表3に掲げる構造計算書に明示することは許容されていないが、必ず同項表2に掲げる図書に明示させるのか。	施行規則第1条の3第6項の規定により、同条第1項の表1若しくは表2又は同条第4項の表1に明示する必要があります。	10/3

259	施行規則において明示すべき事項とされている消防法などの関係規定について、建築主事等が行う審査及び検査は従来通り建築基準関係規定のみと考えてよいか。	貴見のとおり。なお、施行規則第1条の3によって求められている図書は、いずれも建築基準関係規定（消防法、屋外広告物法等）の審査のために必要な図書となっています。	10/3
264	添付図面には縮尺を明示することになっているが、縮小印刷をしたものを添付図書とした場合に、縮小前の縮尺表示で可と考えますが、いかがですか。	縮小後の図書において、建築基準関係規定の審査に支障がないよう、適切に縮尺が表示されているものであれば構いません。	10/3
265	「付近見取図」に「隣地にある建築物の位置及び用途」を明示すべき事項として定めているが、配置図に明示してもよいのか。	施行規則第1条の3第6項の規定により、同条第1項の表1及び表2並びに第4項の表1に掲げる図書に明示すべき事項は、当該他の図書に明示することをもって代えることができます。よって、確認審査に支障がない範囲で、付近見取図に明示すべき事項を配置図に明示しても構いません。	10/3
268	「法第56条第2項に規定する後退距離」は明示する必要があるのか。（道路境界線を断面図に記載する場合に、法第56条第2項に規定する後退を行った斜線を明記しなければならないのか。）	施行規則第1条の3では、法第56条第2項に規定する後退を行った斜線の明記までは求められておりませんが、同項の後退距離は明示する必要があります。なお、「建築物の各部分の高さの限度」の明示は求められるので、建築主事等の円滑な審査の実施のため、必要に応じて、斜線制限の検討のための斜線を記載することが望ましいと考えます。	10/3
269	法第56条第2項に規定する後退距離の配置図への明示は、後退を適用される建築物のみ明示すればよいか。	貴見のとおり。	10/3
270	「隣地にある建築物の位置及び用途」が明示すべき事項になっているが、住宅団地等でも明示すべきか。	明示する必要があります。	10/3
271	施行規則第1条の3第1項の表2(17)で、令第21条の天井高は「明示すべき事項」にないので確認する必要はないのか。	居室の天井高については、施行規則第1条の3第1項の表1（ろ）の「2面以上の断面図」の明示すべき事項となっており、これにより、令第21条の適合性を確認する必要があります。	10/3
280	大臣認定品の場合、認定書添付のみで図面に認定番号を書かなくても良いのか。	必ずしも図面に直接認定番号を記載する必要はありませんが、図面によっては、当該図面に明示すべき事項に応じて、どこに使われている部材にどの認定品が使用されているかを図面に明らかにする必要があると考えられます。	10/10
283	鉄骨造又は木造の場合に、構造図に開口部の位置、形状及び寸法を記載することになっているが、構造図に記載しなければいけないのか。	施行規則第1条の3第6項の規定により、同条第1項の表1及び表2並びに第4項の表1に掲げる図書に明示すべき事項は、当該他の図書に明示することをもって代えることができます。	10/10
285	施行規則第1条の3第1項表2（11）より、法第28条の2の規定が適用される建築物の確認申請に必要な図書である「使用建築材料表」は、「全てF☆☆☆☆」と文章で明示する程度でもよいのか。	使用建築材料表については、法令上に様式は定められていませんが、「内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び面積」を明示することとなっており、全てF☆☆☆☆の場合は特段他の規制の適用を受けないことから、ご質問のような記載でも構いません。なお、使用建築材料表の記載例については、「建築物のシックハウス対策マニュアル」をご参照ください。	10/10
289	施行規則第1条の3第1項の表2（14）の明示すべき事項である「歩行距離」とは、最も不利な部分のみ明記すればよいか。全ての居室からの記載が必要か。	最も不利な部分を明確にする必要があることから、すべての居室からの記載が必要になると考えられます。	10/10
291	工作物の申請図書に明示すべき事項について、施行規則第1条の3第6項のような記載が第3条にはないが、同様の取扱いでよいか。	工作物については、施行規則第1条の3第6項の規定に準じた取扱いは認められていません。	10/10
295	施行規則第1条の3第1項表2（22）より、法第48条の規定が適用される建築物の確認に必要な図書及び明示すべき事項として「危険物数量表」及び「工場・事業調書」が規定してあるが、対象となる危険物、事業内容や、具体的に明示すべき事項を示していただきたい。	「危険物数量表」に記載すべき危険物は、建築基準法別表第2に規定する「危険物」です。また、「工場・事業調書」に記載すべき事業内容は、同法別表第2に掲げられている各種事業です。	10/10

※左欄の番号は、掲載順に付けているQ&A全体の通し番号

②構造関係の提出書類について

	質疑内容	回答	公開日
21	法第6条第1項第4号の建築物の確認申請において、施行令第46条の筋かい計算書の添付は今回の改正では義務付けられましたか。条文からは読み取れませんでしたが。	施行規則第1条の3表2において、「施行令第46条第4項に規定する基準への適合性の審査に必要な事項」の提出が義務づけられており、その中に含まれることになります。なお、建築士が設計を行った場合には、法第6条の3に基づく特例が適用され、提出は不要です。	7/23
31	法第6条第1項第4号の建築物で、建築士が設計したものは平面図に筋交い記入は不要だが、法20条が適用されるので各構造図と壁量計算、金物図の添付義務づけというのは矛盾していないか。	法第6条の3第1項第3号に該当する場合、確認の特例として法20条の審査はなく、図書は不要です。	7/23 8/3修正
35	″応力図、基礎反力図の記載方法を統一した″と聞きましたが、今後作成する構造計算書の応力図などは、全てこの書式に統一する必要があるのでしょうか。	記載に当たっての考え方の説明を付すことによって、異なる様式や凡例を用いることができます。（告示の「注意事項」欄に記載されていますので確認して下さい。）	7/23 8/27修正
47	令第82条各号の基礎・地盤説明書について「その結果」を明示する旨、規定されているが、従来は地耐力を確認するケースがあった。新法ではこれを認めず、確認申請時に必ず試験結果を提出しなければならないのでしょうか。	地耐力を用いて計算を行うことは可能ですが、それをどのように確認したかを説明するための地盤調査等の資料が必要になります。	7/23
80	応力図や断面検定比図について、すべての架構について作成しなければならないのでしょうか。	平成19年国土交通省告示第817号の別記第三号様式や第五号様式の注意事項にありますが、すべての架構の応力図や断面検定比図を作成する必要がない合理的な理由がある場合は、その一部を省略できます。	8/16
81	応力図の作成に当たって、部材の剛性、荷重条件、寸法等の特性がほぼ同じである架構が連続して配置される場合に、それらの架構をグループ化します。そして、それらのグループ中の断面算定結果の余裕度を考慮して、最も厳しい条件の架構（代表的なフレーム）の応力図を当該グループの中の代表的な応力図として確認申請時に提出することは、応力図の一部を省略することができる合理的な理由に該当するのでしょうか。	対象となる建築物に応じて、架構のグループ化を含め適切に判断する必要はありますが、ご指摘の考え方は、応力図の一部を省略することができる合理的な理由に該当することとして差し支えありません。	8/16
82	建築基準法施行令第81条第2項第1号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算により枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書の構成が平成19年国土交通省告示第826号に定められているが、許容応力度計算（ルート1）で構造安全性を確かめた場合の構造計算書の構成は、同告示別表の該当部分のみを記載して提出することは可能でしょうか。	可能です。	8/16
83	枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の安全性を許容応力度計算（ルート1）で確かめた場合の構造計算概要書は、平成19年国土交通省告示第826号別記第1号様式のうち該当部分のみ記載する形で提出することは可能でしょうか。	可能です。	8/16
221	溶接の標準図の添付は必要か。	施行規則第1条の3第1項の表2より、規定の適用状況に応じて、構造耐力上主要な部分である部材の溶接部分の詳細図が必要になる場合があります。	9/20
222	法第6条第1項第四号に掲げる建築物の提出図面として、施行規則第1条の3表1で基礎伏図、床伏図、構造詳細図が必要とされているが、木造の場合も構造詳細図は必要か。	法第6条の3の確認の特例が適用されない法第6条第1項第四号でかつ法第20条四号イに掲げる建築物については、木造においても施行規則第1条の3表1で基礎伏図、床伏図、構造詳細図が必要ですが、法第6条の3の確認の特例が適用された法第6条第1項第四号でかつ法第20条四号イに掲げる建築物については、施行規則第1条の3第5項の規定により、構造詳細図等の図面を添付する必要はありません。 また、法第6条第1項第四号でかつ法第20条4号ロに掲げる建築物については、法第6条の3の確認の特例の適用がされても、施行規則1条の3表2に規定される構造詳細図及び表3の構造計算書等の添付が必要です。	9/20
223	令第137条の2で緩和規定が適用される既存不適格建築物について増築等する場合、施行規則第1条の3第1項の表3については、行われる構造計算（平成17年国土交通省告示第566号による構造計算）に係る部分の図書のみ添付すればよいのか。	令第137条の2の規定が適用される建築物について提出すべき図書は、施行規則第1条の3第1項の表2（63）に、「令第137条の2第一号イ又はロの規定の内容に適合することの確認に必要な図書」と規定されています。また、令第137条の2の規定の適用に当たっては構造計算を行うことがありますが、その場合には、適用する構造計算に応じ、施行規則第1条の3第1項の表3を参考にして、対応する図書を添付することが考えられます。	9/20

224	施行規則第１条の３第１項の表3の「基礎・地盤説明書（地盤調査方法及びその結果）」とは、工事を行う当該敷地の中での調査方法及びその結果でなければならないか、それとも近隣の他の敷地のもので足りるのか。	近隣の他の敷地に関する地盤調査書を使用することの妥当性について、建築計画が法令に適合する合理的な理由が説明できる場合には可能であると考えます。	9/20
225	法第6条第１項のいずれかに該当する建築物あるいは仮設建築物でも、法第20条が適用されるため、施行規則第１条の３第１項の表２（１）項に掲げる法第20条関係の図書の添付が必要ということか。	法第20条に基づく構造規定のうち、適用される規定に応じて、関係する図書の添付が必要となりますが、法第6条の３による確認の特例を受ける場合は、施行規則第１条の３第５項の規定により、法第20条関係の図書の添付が一部不要となる場合があります。なお、施行規則で求められている図書であっても、建築基準関係規定への適合性の審査に関係のない図書については添付しなくても構いません。	9/20
226	構造計算書等に記載する文字のサイズ（ポイント数）について、審査に支障を来たすような小さい文字の場合があるが、何か規定や指針等がないのか。	特に規定はありませんが、審査が可能な文字の大きさにする必要があります。なお、文字のサイズが審査に支障を来たすと建築主事等が判断する場合は、申請者に対して補正等を求めることは可能です。	9/20
229	法第6条第１項第四号でかつ法第２０条第四号イに掲げる木造２階建ての建築物については、令第10条の確認の特例を受けた場合、施行規則第１条の３の表２や法第20条関係の図書が不要と思われるが、壁量計算を添付しない場合でも、同条の表１（は）「基礎伏図」は添付する必要があるのか。	施行規則第１条の３第５項により、施行規則第１条の３第１項表１の「基礎伏図」の添付は不要です。	9/20
296	「構造審査・検査の運用解説（１０月１０日更新）」の第４章第２において、今回事例が追加された「あらかじめの検討」について、 ①の「くい芯ずれを考慮した検討」から ⑦の「スラブの開口及び段差の変更を見込んだ検討」まで全ての項目を検討しないといけないのか。	いわゆる「あらかじめの検討」は、申請者が必要に応じ検討して建築確認申請を行うものです。 従って、事例の全てを行う義務はなく、必要な検討の選択は、申請者の判断となります。	10/16

※左欄の番号は、掲載順に付けているQ&A全体の通し番号

③構造計算概要書について

	質疑内容	回答	公開日
38	構造計算概要書に添付する略伏図、略軸組図及び部材断面表は、構造図のコピーで代用できますか。	可能です。	7/23
39	構造計算概要書で(参照頁)とあるものは、計算書の該当ページのみ記入すればよいのか？それとも計算書と同じものを重複して概要書にもつけるのか。	該当ページを記入するのみの項目と、そうでない項目があります。詳しくは、概要書の巻末の「注意事項」を確認してください。また、記載例については、建築行政情報センターのHPを参考にしてください。	7/23
40	構造計算概要書別表にて、単位(mm)が指定されているが、現在の一貫プログラムではcmで出力されているものが多い。これは換算法の添付等で対応してよいのか。	認められます。	7/23
54	構造計算概要書の記載事例において、架構モデル図、応力図、塑性ヒンジ図等については、構造計算書の参照頁しか記入していないが、それで良いのか。	記載事例のとおり、参照頁のみで問題ありません。	8/3 9/20修正

※左欄の番号は、掲載順に付けているQ&A全体の通し番号

④構造安全証明書について

	質疑内容	回答	公開日
28	確認申請書の設計図書及び建築士法第20条第2項の構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合の証明書（安全証明書）において、その物件にかかわった全ての記名・押印が必要か。 同じ事務所の無資格補助員が関わった場合の記名は必要なのか。必要ない場合、チェックを行った上司の記名、押印だけでよいのか。	証明書の交付義務は構造計算を行った（業務を受託して行った場合も含む）建築士にあります。共同で行った場合は関係した建築士全員が連名で証明することになります。	7/23
29	構造設計業務を一括で構造設計事務所から下請けすることは問題ないでしょうか。その場合、構造の安全性に関する証明は、意匠から直接請けた構造設計事務所でなく、実際に構造設計を行った設計事務所が行うのでしょうか。	現行の建築基準法及び建築士法上、再委託に関する制限はありませんが、建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）に基づき、建築士事務所の開設者以外の者への再委託や、共同住宅等多数の者が利用する建築物の新築工事に係る設計・工事監理業務の一括再委託はしてはならないこととなります（平成20年12月までに施行される予定）。構造計算の証明書については、実際に設計を行った者が記載してください。	7/23 8/27修正
37	確認申請書に建築士法第20条第2項の安全証明書の添付は建物規模に関係なく必要ですか。木造3階建てでも必要でしょうか。	安全証明書は、自ら建築主となる建築物を構造計算している場合を除き、「構造計算」（種類や方法を限定していない）が行われている場合、建築士法上、必要となります。	7/23 8/27修正
52	建築確認申請において、施行規則第1条の3第1項第5号に定める証明書（構造計算の安全証明書）の別添の構造計算書と、同条第1項表3の構造計算書の添付を兼ねることは可能でしょうか。	施行規則第1条の3第1項第5号に定める証明書（構造計算書の安全証明書）の別添の構造計算書が添付されている場合には、それとは別に、改めて同条第1項表3の構造計算書を添付する必要はありません（証明書の写しの一部である構造計算書も含めて、施行規則第1条の3第1項第1号に定める部数（2部又は構造計算適合性判定を要する場合は3部）があればよい）。	8/3
72	「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書」には、この構造安全証明書と構造計算書に割印を押すこととなっていますが、割印を押す位置はどこでしょうか。	建築基準法施行規則第1条の3表3において、構造計算書の構成を規定しており、構造計算書の最初には、構造計算概要書を添付することになっています。 したがって、構造安全証明書と構造計算概要書の表紙に割印を押すことになります。	8/8
79	構造計算書に表紙を付ける場合、構造安全証明書の割印を、当該表紙に押すことは可能でしょうか。	可能です。	8/16
220	以前に安全性を確かめた建築士がすでに死亡又は退職しており、構造安全証明書がない場合は、建築確認を下ろすことができないのか。	構造安全証明書は、確認申請に係る構造計算を行った部分についての証明であり、以前に構造計算をしたことの証明としては使用できませんので、ご指摘のケースはあまり想定されません。	9/20
324	構造安全証明書に住所を記載する欄があるが、個人情報保護の観点から問題があるのではないか。建築士個人の住所の代わりに建築士事務所の所在地を記載してもよいか。	個人情報保護法上は問題ありません。また、建築士個人の住所の代わりに建築士事務所の所在地を記載しても構いません。	
325	杭の検討においては、杭メーカーが検討するケースが見受けられるが、当該検討結果を構造計算書の一部として添付する場合は、建築士法上、資格が要求されると考える。この場合、構造安全証明書にも当該杭メーカーの担当者の氏名を記載する必要があるか。	構造計算書をその者の責任において作成する者として当該杭メーカーの担当者が該当するのであれば、設計行為を行ったこととなるため、建築士法上の資格要件が必要となるとともに、構造安全証明書にも記名する必要があります。また、設計行為を行っていないと解される場合は、特に建築士法上の資格要件はなく、構造安全証明書にも記名は必要ありません。	
326	構造安全証明書に添付する構造計算書にも記名及び押印をする必要があるか。	構造計算書は単独で設計図書となるため、建築士法により、設計者の記名及び押印が必要となります。	
328	構造安全証明書の交付先である構造計算の委託者とは、設計事務所間での委託業務がない場合は建築主になるのか。	ご質問の場合、建築主がある設計事務所に対して、構造計算を含めた設計全般を委託し、当該設計事務所は、特に他の設計事務所に対して構造計算を委託していないケースと思われますが、この場合、当該建築主が構造計算の委託者となります。	10/31公開

※左欄の番号は、掲載順に付けているQ&A全体の通し番号

⑤その他の提出書類について

	質疑内容	回答	公開日
2	施行規則第１条の３第１項別表2(77)～(82)欄の(ろ)項の図書の種類のうち，「…の規定に適合していることを証する書面」とは何か。例えば，都市計画法第43条の場合，農業従事者の住宅は許可不要となっているが，許可不要を証する書類とは，建築主事が許可不要であると判断できる書類でよいのか，又は都市計画施行規則第60条の規定による証明書等を差しているのかわかりません。どのような範囲までの証する書面を想定して記載されているのか御教示ください。	建築主事が規定に適合していることを判断できる書類を想定しており、ご指摘のケースについては、建築主事が許可不要であると判断できる書類になります。	7/23
10	「副本については、建築士法第20条により設計者の押印したものを受理することとなる」となっておりますが、この押印は設計図書に押印しコピー（複製）したものを副本とすることが可能で、正本は施行規則第1の3により押印、副本は直接押印することを要しないと考えてよろしいか。	副本が押印した設計図書のコピーである場合は、副本には、直接の押印は必要ありません。	7/23
12	パブリック・コメント時では「提出図書一覧表」があったが削除でよいですか。	パブリックコメントでは添付図書一覧表がありましたが、最終的に添付図書からは削除されています。	7/23
68	指定確認検査機関への確認申請時に、申請者はチェックリスト（平成19年国土交通省告示第885号）を機関に提出する義務があるのでしょうか。	チェックリストは、指定確認検査機関が確認検査等を行った際に、特定行政庁への報告のために提出するものです（法第６条の２第10項、法第７条の２第６項及び法第７条の４第６項）。 申請者からの提出図書として位置づけられているものではありませんので、申請者の意志に反して指定確認検査機関への提出を義務付けられるものではありません。	8/8
76	「配置図」に根拠条文番号の記載は必要ですか。	記載する必要はありません。	8/15
92	軽微な変更説明書は、完了検査の申請までの間に提出される機会があれば、完了検査申請書にあらためて添付する必要はないものとして良いでしょうか？	完了検査の申請前に行われた軽微な変更については、施行規則第４条第２項において、「直前の確認又は中間検査を受けた日以降」の軽微な変更についての説明書を求めています。 直前の確認又は中間検査より前の軽微な変更については、完了検査申請時に説明書の提出を求めておりません。	8/22
93	検査の申請時にも委任状は必要でしょうか？	代理者による検査の申請については、施行規則第４条第１項第７号において、完了検査申請書として委任状が規定されています。中間検査についても同様（施行規則第４条の８第１項第６号）です。	8/22
94	確認検査等の申請に際して、建築士免許証の写しは必要でしょうか？	設計者又は工事監理者が建築士である場合の確認申請時には、施行規則第１条の３第１項第４号において、確認申請書として建築士免許証の写しが規定されています。 また、中間検査・完了検査時には、直前の確認等の申請日以降に設計者の変更があった場合に、建築士免許証の写しの添付を求めることになります（施行規則第４条第１項第８号、第４条の８第１項第７号）。	8/22
97	昇降機等の確認申請の場合、昇降機等と直接関係のない図書等であっても、設計者の記名・押印が必要でしょうか。	施行規則第１条の３第１項等において、確認申請書として添える図書には設計者の記名・押印が求められています。従って、昇降機等の構造等と直接関わらない図書であっても、当該図書を作成した設計者の記名・押印が必要です。	8/22
104	施行規則別記第二号様式と建築士免許証の写しにおいて、設計者や工事監理者の氏名は完全に一致しなければなりませんか？例えば、結婚等によって姓が変更されている場合はどのようにすればよいでしょうか？	当該設計者等は建築士免許証の再交付（氏名の変更を含む。）を受けることが望ましいが、運転免許証や保険証などで姓の変更が確認されればよい。	8/22
106	計画変更があった場合、申請者は変更箇所だけ新しい図面を作成して申請すればよいのでしょうか？	施行規則第１条の３第８項及びこれを準用する施行規則第３条の３第１項に基づき、計画変更に係る申請図書は、以下のとおりとなっています。 ①直前の確認を今回の申請先と同一の確認主体が行っていた場合：変更に係る部分の申請書及びその添付図書 ②直前の確認を今回の申請先と異なる確認主体が行っていた場合：施行規則第１条の３第１項から第７項までに規定する申請書及び添付図書に加えて、直前の確認に要した図書（変更に係る部分に限る。）	8/22 8/29修正
113	「付近見取図」について、図面名称を「案内図」と書いた申請図書が提出されたが、補正を指示すべきでしょうか？	施行規則第１条の３各表における図書の名称を用いず、類似の名称であっても、審査上支障のない場合は、あえて補正を指示する必要はありません。	8/22
122	代理申請の場合、申請者からの委任状だけでなく、設計者や工事監理者からの委任状も必要でしょうか？	申請者からの委任状だけで十分です。	8/29

129	確認申請書第2面において、当該建築物の設計に関わった設計者をすべて列記するようになったが、確認申請書第1面及び申請書に添付される設計図書の設計者の押印は、第2面に記載されたすべての設計者について必要か。	第1面の設計者は、代表となる設計者が記名及び押印をしてください。また、正本に添える図書については、そのすべてについて当該図書の設計者の記名及び押印をしてください。	8/29
137	受理時に整合性を確認すべき申請書の正本及び副本とは、施行規則第1条の3各項に掲げる別記様式による正本及び副本をいい、それぞれに添付される設計図書、構造計算書等は含まないものと解釈していいか。	申請書又は通知書の正本及び副本に添えた図書及び書類の記載事項が相互に整合している必要があります。よって、添付している設計図書、構造計算書等も含まれます。	8/29
157	各階平面図については、意匠(間取、各室の用途等)、各種設備の位置など、様々な事項が明示すべき事項となっているが、図面が煩雑になるなどの場合には、これら全てを1つの各階平面図の上に明示する必要はない(意匠や各種設備等の各階平面図をそれぞれ別葉で提出してよい)と解してよいか。	貴見のとおり。	9/5
158	「隣地にある建築物の位置及び用途」を明示した付近見取図は、隣地の建築物の位置が分かるもの(白地図、住宅地図等と同等程度のもの)に、隣地の建築物の用途を記載したもので構わないか。	貴見のとおり。	9/5
163	設計者等の資格等の確認は、申請書に記載されている全ての設計者等の免許の写しの添付が必要か。	必要です。	9/12
164	既存建築物に増築する場合、既存部分も審査することになるが、既存部分についても指針に合った記載をする必要があるのか。	既存部分であっても、審査が必要な部分については、増築部分と同様の扱いとなります。	9/12
166	申請図書の設計者の記名は自署でなければならないのか。	設計者の記名は必ずしも実筆である必要はありません。なお、確認申請書第1面の「設計者氏名」欄については、設計者の自署又は記名・押印が必要となります。	9/12
188	法第18条第2項の規定による通知について、施行規則第1条の3のような様式(図書の種類、明示すべき事項など)は定められるのか。	施行規則第8条の2において様式が規定されています。また、計画通知についても施行規則第1条の3の規定が準用されることとなります。	9/12
261	完了検査申請に添付する「軽微な変更説明書」の軽微な範囲はどの程度を示すのか。「追加説明書」との運用で混乱する可能性がある。	「軽微な変更説明書」は、直前の確認又は検査以降に行った施行規則第3条の2に規定する軽微な変更を記載するものです。一方、「追加説明書」は、申請書等によっては建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないときに、検査済証を交付できない旨の通知に基づき、その適合性を説明するために提出を求めるものです。なお、追加説明書として、「軽微な変更説明書」の提出を求めることは考えられます。 なお、軽微な変更の範囲については、施行規則第3条の2各号に該当するもので、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならないこととされています。	10/3 11/21修正
262	法第28条の2の適用を受ける建築物について、「指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類」の様式には「床面積求積図」が審査書類となっているが、施行規則第1条の3によって提出が求められる図書にはなっていない。申請者には追加検討書を求めて対応するのか。	ご指摘の床面積求積図については、施行規則第1条の3第1項の表1(い)において共通して提出が求められています。	10/3
263	複数の設計者がいる場合、確認申請書第1面の設計者の記名及び押印は、全員を記載するのか代表者のみ記載すればよいのか。	確認申請書第1面の設計者については、全員を記載する必要はなく、代表者である設計者の自署又は記名・押印で構いません。	10/3
272	既存建築物に増築(同一棟になる)する場合、地盤面算定表や、高さ制限(道路斜線等)を検討するための断面図は、増築部分だけでなく既存部分も含めて全体で作成するのか。	法第86条の7の規定により既存部分への遡及適用が緩和される場合を除いて、既存部分も含めた建築物全体で法適合性を判断する必要があり、その審査のために必要な図書を添付しなければなりません。	10/3
273	代理者が申請を行う場合、建築主から代理者への委任状は、1通を正本にのみ添付すればよく、副本へは写しの添付は不要でよいか。	構いません。	10/3
279	増築の場合、既存建物の不燃材料などの認定書は添付する必要があるのか。	既存部分に増築することによって、当該部分が建築基準関係規定の遡及適用を受ける場合は、新築の場合と同様に審査を行う必要があり、認定書の添付等により法適合性を審査する必要があります。ただし、法第86条の7の規定により緩和措置の適用を受ける場合はこの限りではありません。	10/10
281	棟別新築(敷地内増築)の場合、既存不適格調書の添付が必要か。	法第86条の7の規定により、既存部分について緩和の特例を受ける場合は、既存不適格調書の添付が必要となります。	10/10

284	申請書に添付する委任状について、当初の確認申請に添付された委任状に「計画変更があった場合の計画変更申請」や「完了検査申請」等の内容が委任されている場合、計画変更や完了検査時に再度委任状は必要か。	計画変更や完了検査の申請は、当初の確認申請とは別途の手続きなので、形式上、委任状は必要となります。	10/10
293	確認申請書第2面の「その他の設計者」等の欄は、該当する者がいなければ記載欄ごと省略してもよいか。	記載欄は省略せず、空欄で申請してください。	10/10
294	確認申請書第三面の「5. その他の区域、地域、地区又は街区」とは具体的に何があるのか。用途地域等も記載する必要があるのか。	当該欄には、都市計画法上の地域地区を記入することとなりますが、その他の審査に関係する地域等（法第22条に基づき指定する区域等）についても記入することが望ましいと考えます。	10/10

※左欄の番号は、掲載順に付けているQ&A全体の通し番号

2. 建築確認、中間検査、完了検査の取扱いについて

①審査省略及び図書省略の取扱いについて

	質疑内容	回答	公開日
1	施行規則第1条の3第5項第2号において、法第6条の3に規定する特例を適用した場合の添付図書等が規定されているところですが、改正以前の特例との考え方の違いについて御教示ください。	当該特例を適用した場合に、法第6条の3の規定により除外される建築基準関係規定は、令第10条（改正前は第13条の2）第3号及び第4号において規定されております。	7/23
30	6月20日以前に確認済証が交付され、6月20日以降に完了検査するものであって、法第6条の3第1項第3号に規定する特例により、確認申請時に伏図や壁量計算書、構造計算書の添付義務づけがなかったものは、法第20条4号イの政令に定める技術的基準に合致しているかどうかは構造図と計算書を求めなければわからないのではないか。	6月20日より前に建築確認がなされている物件でも、6月20日以降に着工する場合には、新構造基準の適合が必要です。なお、6月20日以降に検査を受ける建物については、法第18条の3の規定による確認審査等の指針の適用を受けます。その場合、完了検査時に必要な書類を追加説明書として求められる場合があります。	7/23
65	今回の改正建築基準法の施行により、法6条1項4号に掲げる建築物で建築士が設計した場合の構造関係規定に係る審査省略制度はどうなるのか教えてほしい。	今回の政令改正においては、審査省略の対象となる規定のうち、法20条（構造関係規定）について「第4号イに係る部分に限る。」と限定をかけている。これは、審査省略の対象となる規定は、仕様規定全般であり、構造計算に関する規定は除外されている（審査対象となる）ことを明確にしたものである。なお、当該審査省略に関しては、「建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）」（平成20年12月までに施行）により、建築物の区分だけでなく建築士の区分できめ細かく特例措置を定められるよう改正しているが、具体的な見直しにあっては、今後、設計者等向けの講習会を実施し、一定の周知期間をおいた上で、設計者等が内容に十分に習熟した後に施行することとしている。	8/8 12/30修正
70	枠組壁工法を用いた建築物は、建築基準法第6条の3に規定する確認の特例の対象となるのでしょうか。	枠組壁工法を用いた建築物については、平成19年国土交通省告示第1119号（建築基準法施行令第十条第三号ロ及び第四号ロの国土交通大臣が指定する基準を定める件）第三号の規定に基づき、指定された技術基準について審査省略をすることができます。	8/8 9/20修正
98	認証型式部材等を有する建築物については、従前と同様の図書省略の特例を受けることができるのでしょうか？	貴見のとおり。施行規則第1条の3第5項第3号に規定する図書及び明示事項を省略することができます。	8/22
128	特定行政庁の規定による図書省略の制度が全廃されたようだが、法第6条第1項第四号に掲げる建築物における添付図書についても同様か。	法第6条第1項第四号に掲げる建築物であって、建築士の設計に係るものにあっては、施行規則第1条の3第5項第二号の規定等により、従前と同様に一定の図書の添付を要しないこととなります。	8/29
133	木造建築物については、軸組等の構造詳細図が添付図書となっている一方、令第10条により令第46条等は建築主事の審査対象外となっているが、これは令第46条等の書類添付の義務はない、つまり令第3章第3節の規定が適用されない建築物として扱ってよいのか。	施行規則第1条の3第5項第二号（表2）に該当すれば令第10条の規定により、建築主事等の審査及び図書添付は省略されますが、令第3章第3節の規定には適合している必要があります。	8/29
244	法第6条の3の規定による確認の特例の適用を受ける建築物について、審査省略された規定に係る大臣認定品を使用する場合、当該認定書の写しを添付する必要はあるか。	必要ありません。	10/1
331	【確認・検査・適合性判定の運用等に関する質疑No65】によれば、法第6条第1項第4号に掲げる建築物で建築士が設計した場合の構造関係規定に係る審査省略制度について、仕様規定は令第10条の確認の特例の対象として審査が省略され、構造計算規定は審査対象になるとのことだが、令第3章第1節から第7節の2までの構造方法規定の一部として、ただし書き等に基づいて構造計算を行う場合（令第38条第4項に基づく構造計算や、令第 46条第2項ハに基づく構造計算など）の扱いはどうなるのか。また、それらの構造計算について、建築士法第20条第2項の構造計算の安全証明書の扱いはどうなるのか。	ご質問のような構造計算の規定は、その内容として令第3章第8節の構造計算規定の一部を準用している場合を含め、令第3章第1節 から第7節の2までの構造方法規定（仕様規定）の一部であり、審査省略の対象です。従って、例えば、令第 38条第4項の規定に適合することの確認のため、H12建告第1347号第2の規定に基づく構造計算として令第82条第一号から第三号の構造計算を行った場合、その構造計算書は、施行規則第1 条の3表3の構造計算書ではなく、同条表2の「令第38条第 4項の規定に適合することの確認に必要な、構造計算の結果及びその算出方法を明示した図書」という位置づけとなり、確認申請時に添付する 必要はありません。 また、ご質問のような、構造方法規定の一部として規定されている構造計算を行った場合については、建築士法第20条第2項でいう「構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合」には該当しないため、安全証明書の交付は不要であり、確認申請時に添付する必要もありません。	11/21 12/30修正

※左欄の番号は、掲載順に付けているQ&A全体の通し番号

②改正法施行日前後における法の適用関係について

	質疑内容	回答	公開日
14	6月19日以前に着工している建築物で、6月20日以降に中間・完了検査を受ける建築物の場合、手続き（特定行政庁への報告書式・日数）等は新法に基づくか、旧法によりますか。	改正法（新法）の適用を受けます。	7/23
46	6月20日を境に新構造基準適合の必要・不要の判断がされているが、6月20日以前の着工物件については、「既存不適格」となるのか？また、販売中もしくは、これから販売する物件の重要事項説明の不実告知に抵触する事項なのか（既存不適格と明示して告知しなければならないのか、基準が変わった旨の告知で問題のないのか）。	新構造基準に適合しない場合は、既存不適格になります。宅地建物取引業法については、所管部局にご確認ください。	7/23
60	6月19日以前に建築確認を受け、6月20日以降に着工する予定の物件について、中間検査や完了検査の段階になってから新しい構造関係規定に不適合と指摘されても困るので、あらかじめ着工前にチェックしてほしいとの依頼を受けているが、どのように対処したらよいか。	建築確認後に新しい構造関係規定に適合しているか否かを審査する手続きは示されていませんが、特定行政庁においては、法第12条第5項に基づく報告制度を活用することにより、また、指定確認検査機関においては、あらかじめ完了検査や中間検査の引受けを行った上で追加説明書を求めることにより、実質的に当該審査を行うことが考えられます。	8/3
192	改正法施行前に確認申請がされ、施行後に完了検査となる場合、新法による完了検査の規定が適用されるのか。	改正法施行後に検査申請が行われた物件については、新法施行規則第4条及び指針の適用を受けます。	9/12
193	改正法施行前に着工済のもので、施行前に計画変更申請が行われ、施行後にその確認済証が交付された場合、特定工程をすでに施工済である場合は、中間検査は不要と考えてよいか。	改正法施行前に確認申請が行われた物件については、施行後に計画変更の確認申請がされた場合を除き、新たに追加された階数が3階以上の共同住宅に係る特定工程に対応して中間検査を行う必要はありませんが、施行前の規定によりもともと中間検査が必要であった場合は、当該特定工程に係る中間検査を、新法施行規則第1条の3及び指針に基づき行うこととなります。	9/12
194	着工及び計画変更確認申請が改正法施行前であって、その確認済証交付が施行後の場合、新構造基準、構造計算適合性判定及び中間検査をどう取り扱えばよいか。	着工が改正法施行前のため新構造基準は適用されず、計画変更確認申請が改正法施行前のため構造計算適合性判定も不要となります。また、中間検査については、改正法施行前に確認申請が行われたものについては、施行後に計画変更の確認申請がされた場合を除き、新たに追加された階数が3階以上の共同住宅に係る特定工程に対応して中間検査を行う必要はありませんが、施行前の規定によりもともと中間検査が必要であった場合は、当該特定工程に係る中間検査を、新法施行規則第4条の8及び指針に基づき行うこととなります。	9/12
195	計画変更確認申請が改正法施行前、その確認済証交付及び着工が施行後の場合、新構造基準、構造計算適合性判定及び中間検査をどう取り扱えばよいか。	着工が改正法施行後のため新構造基準が適用されますが、計画変更確認申請が改正法施行前のため構造計算適合性判定は不要となります。また、中間検査については、改正法施行前に確認申請が行われたものについては、施行後に計画変更の確認申請がされた場合を除き、新たに追加された階数が3階以上の共同住宅に係る特定工程に対応して中間検査を行う必要はありませんが、施行前の規定によりもともと中間検査が必要であった場合は、当該特定工程に係る中間検査を、新法施行規則第4条の8及び指針に基づき行うこととなります。	9/12
196	確認済証の交付が改正法施行前で、着工が施行後の場合、新構造基準に適合する必要があるが、構造的な変更を生じない場合でも、法第12条第5項等による報告を求めるべきか。	新構造基準に適合しない可能性がある場合は、法第12条第5項によって当該建築物が適法である旨の報告を求めることが望ましいと考えられます。	9/12
197	改正法施行後に確認済証を交付する場合、施行前の確認申請の受付時の書類等はどのようになるのか。	改正法施行前に確認申請が行われた物件については、旧法施行規則第1条の3の適用を受けます。	9/12
198	検査申請書や検査方法について、改正法施行前に着工している物件で検査日が施行後になる場合はどのようになるのか。	改正法施行後に検査申請が行われた物件については、新法施行規則第1条の3及び指針の規定に従うこととなります。	9/12
199	審査の途中で改正法が施行した場合、書類や審査方法など、指針の取扱いはどのようになるのか。施行規則第1条の3に明示すべき事項等を記載する場合に、指針で差替え、補正等が認められない場合はどうするのか。	改正法施行前に確認申請が行われた物件については、確認申請に係る新法の手続き規定や指針の適用は受けません。	9/12
200	改正法施行前に着工した建築物について、施行日以降に計画変更確認申請をする場合、新施行規則により申請図書を受付する必要があるか。	改正法施行後に計画変更確認申請が行われた物件については、新法施行規則第1条の3及び指針の適用を受けることとなります。	9/12

201	改正法施行前に着工した建築物の中間検査及び完了検査については、旧法での限られた添付図書にて行うこととなるが、指針に沿って判断できないものについては、追加説明書の提出を求める必要があるか。	改正法施行前に確認申請が行われ、着工した物件についても、施行後に中間検査及び完了検査が申請される場合は、新法の手続き規定及び指針の適用を受けますので、必要に応じて追加説明書の提出等を行う必要があります。	9/12

※左欄の番号は、掲載順に付けているQ&A全体の通し番号

③中間検査及び完了検査の取扱いについて

	質疑内容	回答	公開日
50	中間検査 階数が3以上の共同住宅の2階の床とは次の太線部を含むか。 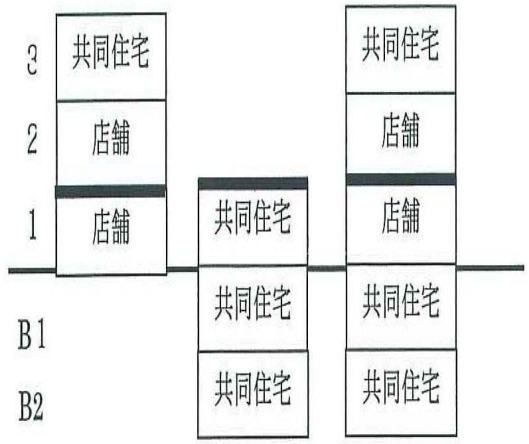 	①、③は貴見のとおり。事例②の場合は、、2階の床はないので、特定行政庁が特定工程として指定してない場合は、中間検査の対象ではありません。	7/23
51	中間検査 鉄骨造のデッキスラブについても配筋を行う場合もこれに含まれると解してよいか。	床及びはりの両方に配筋工事がある場合が対象となります。従って、梁が鉄骨造の場合は原則として含まれません。	7/23
58	完了検査において、追加説明書の提出を求める内容の「検査済証を交付できない旨の通知書」を交付した場合、その後の対応はどうすればよいでしょうか。	追加説明書が提出されたときは、確認審査等に関する指針の第三第4項第3号の規定に基づき、当該追加説明書を申請書等の一部として審査・検査を行ってください。	8/3
59	指定確認検査機関における完了検査の場合、特定行政庁への報告はいつ行えば良いでしょうか。	指定確認検査機関については、以下のそれぞれの場合について、特定行政庁への報告が必要となります。①申請に係る建築物が建築基準関係規定に適合することを認め、検査済証を交付したとき。②申請に係る建築物が建築基準関係規定に適合しないことを認め、検査済証を交付できない旨の通知書を交付したとき。③申請に係る建築物が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができず、検査済証を交付できない旨の通知書を交付した後、申請者から期限内に追加説明書の提出がなされなかったとき。	8/3
105	今回の改正で新たに中間検査が義務づけられた建築物とは、共同住宅という用途を一部でも含んでいて、その階数が3以上のもので2階の床梁の配筋があるものということで良いでしょうか？	貴見のとおり。	8/22
109	施行日前に確認済証が交付されている計画（共同住宅で階数が3以上のもの）について、施行日の時点で、すでに2階の床及びはりの配筋工事が終わってしまっている場合はどのように取り扱えばよろしいでしょうか？	施行日前に確認申請を行ったもので、施行日以後に計画変更がない場合は中間検査が不要になります。 なお、施行日後に計画変更をする場合は中間検査が必要になりますが、計画変更時点で既に特定工程を過ぎている場合は、中間検査が不要になります。	8/22 8/29修正
152	確認申請については、補正等の手続きが指針に詳細に規定されているが、中間検査及び完了検査についてはあまり規定がされていない。検査の場合、申請図書の補正はどこまで認められるのか。	中間検査及び完了検査は、現場の法適合性の確認が審査目的であり、申請書等（確認済の確認図書を除く。）に軽微な不備があっても、それをもって重大な違反であるとは考えられず、これらの補正等をすべて処分通知を行った上で求める必要はなく、訂正印等による処理で構いません。 また、中間検査や完了検査によって、軽微な変更が確認された場合についても同様に、「軽微な変更説明書」の提出や訂正を求めることとします。	9/5
155	中間検査及び完了検査において、法不適合箇所がある場合、現場是正はどこまで認められるのか。	原則として、不適合通知を行うこととなりますが、容易に是正（確認図書に適合させる是正に限る。）が可能であると建築主事又は指定確認検査機関が判断する場合は、処分通知によらず是正させても差し支えなく、後日写真等によって是正後の状況を建築主事等に報告し、それをもって検査済証等の交付を行うことが認められます。	9/5
169	完了検査の現場確認時に図書と不整合な場所がある場合は追加説明を求めるとあるが、建築主事の場合は法第12条第5項の報告を求めるということでよいか。	建築主事の場合であっても、原則として、「検査済証を交付できない旨の通知」を行い、追加説明書を求める必要があると考えます。	9/12

174	完了検査時に軽微な変更に該当しない変更があった場合、追加説明書を求めてもよいのか。	軽微な変更以外の変更があるにもかかわらず計画変更がされていない（確認図書との不整合がある）物件であっても、追加説明書の審査によって建築基準関係規定への適合性が確認されれば、検査済証を交付することは可能です。	9/12
175	特定工程を有する建築物の場合、新築、増築などすべての工事種別が中間検査の対象となるのか。	特定工程に係る新築、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事がある場合には、中間検査が必要です。	9/12
176	特定工程を有する建築物のうち、仮設建築物など、中間検査の適用除外となるようなものは想定されているか。	これまでの取り扱いと同様に、法第85条第２項に規定する仮設建築物等については、中間検査の対象外となります。	9/12
177	確認申請書のとおりに施工された建築物の中間検査及び完了検査で、法不適合が判明した場合は、どのような対応となるのか。（旧法による確認申請によるもので、確認申請の時点で、図面に記載のなかったもの、図面では読み取れなかったもの、図面記載の見落とし（審査ミス）などがあった場合などを想定。）	建築基準関係規定に適合していない場合には、「検査済証（中間検査合格証）を交付できない旨の通知」を行うこととなります。詳細は「確認審査・検査の運用解説（マニュアル等）ー構造審査・検査の運用解説 」をご参照ください。	9/12
178	完了検査時において、追加検討書の提出に要した日数は審査期間に含まないということでよいか。	そのとおりです。	9/12
179	法第7条の3第１項第1号で規定する中間検査が必要なのは、単なる共同住宅のみか。共同住宅一部事務所、寄宿舎等については必要ないのか。	共同住宅を含むものは、対象になります。	9/12
182	中間検査の場合は追加検討書ではなく、計画変更確認申請になるということか。	軽微な変更に該当しないと判断される場合には、計画変更の手続きが必要です。	9/12
185	デッキプレートにコンクリートを打設する床スラブ工法は、令第11条の「床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事」に含まれるか。	床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋がない場合は、中間検査の対象とはなりません。	9/12
186	工場生産されたALC床版やプレキャスト床版を用いる工法は、令第11条の「床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事」に含まれるか。	含まれます。詳細は、「プレキャストコンクリート製品を使用する工事の工程に係る中間検査について（平成19年国住指第1648号）」をご参照ください。	9/12
187	完了検査申請後に、計画変更を要する変更が明らかとなった場合、追加説明書を求めて適合かどうか審査することになると思うが、「検査済証を交付できない旨の通知」はいつの時点で出すのか。また、審査の結果、適合であれば検査済証を交付できるとしたとき、検査済証に記載する床面積等は変更後の面積とするのか。さらに、検査の結果、不適合処分をし、その後是正改善の報告があった場合は、不適合処分を解除して検査済証は交付できるか。	「検査済証を交付できない旨の通知」は、追加説明書等によらなければ建築基準関係規定に適合するかどうか認められないと判断した場合又は建築基準関係規定に適合しないことを認めた場合に交付する必要があります。また、検査済証を交付する場合、検査済証に記載する事項は、追加説明書等により確認されたものを記載してください。なお、追加説明書の提出期限後に是正報告等があっても、検査済証は交付できません。	9/12
238	完了検査において指摘された現場と図面との不一致について、変更を要する部分が部分的である場合は、写真等の報告でも良いとのことだが、これは構造についても適用されるのか。	追加説明書等による報告によらずに現場の修正を行う場合において、当該部分の変更が部分的である場合には、構造に係る部分も含め、写真等の報告でも構いません。ただし、当該変更が部分的であるか否かの判断は、建築主事等が行うこととなります。	9/20
243	中間検査において、鉄筋の配置、径、継ぎ手の目視による全数チェックはどのように行えばよいのか。例えば、鉄筋の場合、ロールマークはJISに記載されているが、梁の下端筋の表示は目視では確認できないと思われる。	目視により検査できない部分については、工事監理報告や写真等の提出により確認に要した図書のとおりに実施されたものであることを検査する方法が考えられます。	9/20
246	既存建物に増築等する場合、既存部分が現行法規に不適合であるために検査済証を発行することができない場合の手続き上の処理はどのようになるのか。	既存不適格建築物に増築等する場合についても、法第86条の7により緩和規定が適用される場合を除いて、既存部分に対しても現行法規への適合義務が生じることとなります。 よって、そもそも確認申請時点で法不適合があれば確認済証が交付できず、着工できないと思われますが、新たに完了検査時に既存部分の法不適合が明らかとなった場合についても、新築の場合と同様の措置が必要となります。	10/3
248	完了検査について、指針第３第３項に規定する検査方法だけでは確認できない場合があるが、その際は追加説明書を求めることになるのか。 （例）シックハウス関係で、F☆☆☆☆の確認のため、内装材等の出荷証明等を求める等。	完了検査の範囲は、建築物又は建築工事現場に立ち入って破壊しなくとも検査できる範囲であり、その他は工事監理報告書や写真等によって確認すべきものと解されますが、このような合理的な完了検査の範囲内の事項について法適合性を確認できない場合は、「検査済証を交付できない旨の通知」を行った上で、追加説明書を求めることとなります。	10/3

251	完了検査において、確認に要した図書と合致しているかどうかの検査を行うことは現実的に無理があると思われる。現場の監理者の工事監理状況を確認することではいけないか。	完了検査については、指針第3第3項第二号の規定により、工事監理報告書、写真等の書類による検査や、目視、簡易な計測機器等による測定又は建築物の部分の動作確認等の方法により、施行規則第4条第1項第一号の図書（確認に要した図書）のとおり実施されたものであるかどうかを確認することとなり、これは建築物又は建築工事現場に立ち入って破壊しなくとも検査できる範囲で行うものと解されます。このような合理的な完了検査の範囲内の事項について法適合性を確認できない場合は、「検査済証を交付できない旨の通知」を行い、追加説明書の提出を求めることとなります。	10/3
252	完了検査の結果、計画変更確認申請の手続違反が明らかとなった場合でも、追加説明書によって現場の適法性が確認できれば検査済証を交付することができるのか。また、その場合、計画変更を行っていないため、変更前の確認年月日、確認番号で検査済証を交付するのか。	完了検査において計画変更確認申請の手続違反が明らかとなった場合においても、（手続違反に対する措置は別途の問題として）現場が法適合であると確認されれば、検査済証を交付することはできます。また、検査済証には、確認された年月日、番号等を記載することとなります。	10/3
274	現場検査において、申請図書との不整合があった場合、現場の是正を指示した後、後日再度現場検査を行う必要はあるか。	原則として、実地に是正箇所を検査する必要があると考えますが、是正内容によっては、建築主事又は指定確認検査機関の判断で、写真等による報告を確認することでも問題ないと考えます。	10/10

※左欄の番号は、掲載順に付けているQ&A全体の通し番号

④計画変更の取扱いについて

	質疑内容	回答	公開日
32	杭の施工で杭心ずれを生じ、基礎フーチング、地中梁断面の補強が必要となった場合の計画変更は改正後の手続き規定がそのまま適用されますか。	原則として計画変更としての手続きが必要ですが、あらかじめ寸法のずれによる影響を見込んで構造計算を行い、それについて基準への適合性の確認を受けている場合等には、計画変更は不要（適合性判定が不要）となる場合もあります。（技術的助言・6月20日付国住指1332号を参照）	7/23
99	法第6条第1項に規定する確認を受けることを必要とする計画変更と、確認を受ける必要のない軽微な変更の違いをご教示ください。	計画変更に係る確認を要しない軽微な変更については、施行規則第3条の2第1項各号に該当するもので、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならないこととされています。	8/22 11/21修正
100	構造に関係のない部分の計画変更（面積の増加等）であっても、確認を受ける必要があるのでしょうか？	法第6条第1項の規定に基づき、施行規則第3条の2に該当しない場合には、計画の変更に係る確認を受ける必要があります。	8/22
101	審査期間が35日間に延長されますが、軽微な変更については審査期間を短縮するなどの規定はありますでしょうか？	施行規則第3条の2に規定する軽微な変更については、中間検査・完了検査時に提出される軽微な変更説明書によって内容を確かめることになるため、確認審査に要する期間とは関係がありません。 また、軽微な変更に該当しない計画の変更については、法第6条の規定に基づき、35日以内に確認審査を行うことになりますが、変更の内容に応じて、審査手続きの迅速化に配慮することが望ましいと考えております。	8/22
103	工事中に計画変更を行う場合、当該計画変更に係る確認済証までが交付されるまでの間、工事を続けることができるのでしょうか？	当該計画変更に係る部分については、確認済証が交付されるまで工事に着手することはできませんが、当該計画変更に係る部分以外の部分については工事を行うことが可能です。	8/22
112	法第6条第1項第4号に掲げる建築物で建築士が設計したものについて、確認審査が省略されている規定に係る計画変更を行う場合、法第6条第1項に基づく計画変更の確認手続きは不要と解してよろしいでしょうか？	貴見のとおり。	8/22
148	検査申請後に、軽微な変更に該当しない変更が明らかとなった場合、計画変更の確認申請は認められるのか。また、申請の取り下げはできるのか。	中間検査の結果、計画変更の確認申請を要する変更が明らかとなった場合、建築主事等は「中間検査合格証を交付できない旨の通知」を交付し、建築主は計画変更の確認申請を行い、必要に応じて計画変更の確認後に現場の是正を行った後、再度中間検査申請を行います。 一方、完了検査の場合は、計画変更の確認申請を行うことはできません。 なお、申請の取り下げについては、特に建築基準法において定められておりませんので、各特定行政庁等にご相談ください。	9/5
149	完了検査申請後は計画変更の確認申請ができないとすると、現場を適法の範囲内で是正した場合、確認申請図書と現場の不整合が生じる。建築計画概要書の閲覧制度もある中で、図書と現場の整合を図るにはどのようにすべきか。	完了検査によって現場が適合するかどうか決定できない場合、建築主事等は建築主に対して、「検査済証を交付できない旨の通知」（期限付き）を行い、追加説明書の提出を求め、提出された追加説明書を申請書等とみなして、再度検査をすることとなります。 検査の結果、法適合が確かめられた場合、検査済証が交付されることとなりますが、閲覧対象となる建築計画概要書の内容に変更がある場合には、追加説明書の一部として変更後の建築計画概要書の提出を求めることになります。	9/5
156	明らかに有利側の変更を行う場合でも、軽微な変更に該当しない場合は、計画変更の確認申請が必要となるのか。	軽微な変更は、施行規則第3条の2第1条各号に該当するもので、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならないこととされています。	9/5 11/21修正
181	完了検査において、図書と現場との不一致、又はその内容が軽微な変更に該当しない場合、追加検討書を求めるとあるが、「計画変更の手続きを行うべきにもかかわらず行っていないものは罰則の適用」とあることとの整合性はどのようになっているのか。	確認を受けた後に、軽微な変更以外の変更があった場合には、計画変更の手続きが必要ですので、それを怠った場合は、法第6条の手続き違反になります。なお、その場合であっても、追加説明書の審査によって建築基準関係規定への適合性が確認されれば、検査済証を交付することは可能です。	9/12
217	確認済証交付後に杭工法を変更する場合は、計画変更確認申請を行わなければならないのか。	施行規則第3条の2に規定する軽微な変更に該当しない場合は、計画変更の手続きが必要になります。	9/20

219	改正法施行前に着工した建築物で、旧施行規則第１条の３第18項によって条例に基づき構造図や構造計算書の添付を要しないこととされたものを計画変更する場合、変更に該当する部分だけでなくすべての構造図や構造計算書を添付し、再審査する必要があるのか。	改正法施行後に計画変更を行う場合、手続きは新法に基づくこととなり、条例による図書省略の規定は新法において廃止されているため、施行規則第１条の3に基づき、新たに構造図や構造計算書の提出を求められることとなります。また、計画変更の際の提出図書については、施行規則第1条の３第８項等の規定によることとなります。	9/20
250	他法令に関して変更が生じた場合（例：消防法の防火対象物使用開始届の変更）は計画変更の扱いとなるのでしょうか。	計画変更確認申請の要否の判断基準は、施行規則第３条の2の軽微な変更に該当するか否かですが、ご指摘の消防法の防火対象物使用開始届の変更については、そもそも施行規則第１条の3に規定する申請書類ではなく、建築基準関係規定でもないため、これを変更する場合も計画変更には該当しません。ただし、当該変更によって建築物の計画に変更が生じる場合は、計画変更に該当する可能性があります。	10/3
290	改正法施行前に着工済の計画通知物件の計画変更について、当初確認時に審査対象としていない構造関係規定に係る部分について、施行後に変更が生じた場合、計画変更計画通知が必要か。	施行規則第３条の2に規定する軽微な変更に該当しない場合は、計画変更の計画通知が必要です。	10/10
332	平成19年11月14日に建築基準法施行規則が改正され、軽微な変更について緩和されたと聞いていますが参考資料などはありますでしょうか。	平成19年11月22日に開催されました国土交通省主催の「改正建築基準法に関する説明会（第２回）」において、配布された資料が参考になると思います。 （別紙１参照）	11/28公開
333	指針(平成19年国交告835号)に規定されている中間検査や完了検査時の「軽微な変更説明書」及び「追加説明書」の書式は、申請者が任意に作成して良いか。	いずれも法令上の定められた書式はありませんが、（財）建築行政情報センターのホームページに１２月２８日に公開した「計画変更の円滑化のためのガイドライン」に軽微な変更説明書の記載例を公開していますので参考にしてください。 また、追加説明書については、「構造審査・検査の運用解説」(p149)に書式例が掲載されています。	12/30公開

※左欄の番号は、掲載順に付けているQ&A全体の通し番号

⑤その他の取扱いについて

	質疑内容	回答	公開日
18	法第6条第8項で構造計算適合性判定の期間が14日以内と決められており、第9項で合理的な理由がある場合には35日の範囲内において同項の期間を延長できると決められています。35日の範囲には14日が含まれますか。	35日の延長の範囲には14日は含まれません。	7/23
26	今回の法改正以前に将来増築や上階に増築を考慮しているものについての対応はどうなりますか。	着工時点の法令に適合する必要があります。	7/23
49	図のようにエキスパンションジョイントを設けて、それぞれの構造上独立した部分が法第20条第4号に相当する場合は、それぞれの部分には同条第4号に定める基準が適用されると解してよいか。 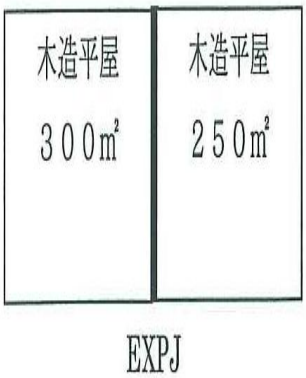 	令第81条第4項の建物相互に応力の伝達がない場合の別棟規定は構造計算にしか適用されず、法第20条には適用されません。従って、このケースは、法第20条第3号に該当することとなります。	7/23 7/24修正
56	木造の建築物について、横架材の一部に鉄骨が用いられている場合、木造と鉄骨造を併用した建築物（木造以外の建築物）として、法第6条第1項第3号建築物として扱われますか？	令第47条(令第3章第3節)において、木造の建築物の一部に鉄骨の横架材を設けることが認められており、このような場合、ただちに法第6条第1項第3号に規定する建築物に該当するわけではありません。なお、横架材ではなく、軸組の一部に鉄骨を設けた場合には、これを明示的に認めた規定はなく、木造と鉄骨造の併用として扱われることが考えられますが、例外的に、横架材に鉄骨を用いた軸組として木造の壁倍率の大臣認定（令第46条第4項表1(八))を取得しているものは、木造【当該軸組以外に鉄骨の横架材を設けている場合を含む】と扱ってよいと考えられます。	8/3
89	確認申請図書に不備がある状態で確認処分を行った場合、建築主事に罰則の適用はあるのでしょうか？	不整合箇所がある確認申請図書に基づき確認処分を行った場合にすべからく処分の対象となるものではありませんが、建築基準関係規定に適合しない建築物の計画に対して確認処分を行った場合には、法第77条の62の規定に基づき、建築基準適合判定資格者の登録消除等の処分が行われることがあり得ます。	8/22
102	指定確認検査機関において審査期間が35日を超えた場合、なんらかの罰則規定があるのでしょうか？	法令上、指定確認検査機関における審査について、審査期間の定めはありません。申請者と機関の契約上の問題となるので、各機関の定款等をご参照ください。	8/22
111	確認審査において図書の不整合が問われるのは、建築基準関係規定に係る不整合（すなわち明示すべき事項に係る不整合）であって、それ以外の部分に係る不整合は審査対象外と解してよろしいでしょうか。	貴見のとおり。	8/22
119	消防同意や他法令の照合等で審査の時間がかかったという理由は、「期間を延長する理由」として適切か。	消防同意等を含めての審査期間であり、施行規則第2条第4項に該当する場合を除き、法第6条第12項の規定による審査期間の延長を行うことはできません。なお、「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」を行い、追加説明書の提出を求めた場合は、通知を行った日から追加説明書が提出される日までの期間が審査期間に含まれないこととなります。	8/29
126	確認申請において、道路幅員、敷地面積、建築面積、床面積等の単純な計算ミスについても補正はできないのか。	軽微な不備については、平成19年国住指第1332号の第1（2）」で示されていますが、ご指摘の部分については、軽微な不備に該当する可能性があると考えられます。	8/29
130	構造安全証明書の写しの有無を確認して、その内容が明らかに間違っている場合の扱いはどのようになるのか。	構造安全証明書のみに誤りがある場合は、申請図書の不整合として、適合するかどうかを決定することができない旨の通知を行うことになります。	8/29
139	確認申請の受付時点で不足書類があることに気付かず、受理後に判明した場合、受付した特定行政庁等の誤りとなるのか。受付時に不足書類があっても受理できるとのことだが、受付時に判明している不足書類は後日追加することが可能か。これが不可能ということであれば、不足が分かったら受理しても確認は下ろせないということか。	受付時に書類の不足が判明している場合は、申請を受理すべきではないと考えますが、受付後に書類の不足が判明した場合で落丁と判断されるときは、軽微な不備として書類の提出を求めることは可能です。	9/5

151	建築基準関係規定の審査に影響しない部分（例：電話番号の記載漏れ）について、不備の修正を求めたにも関わらず、申請者が対応しない場合はどのようになるのか。	行政手続法第7条に基づき、行政庁は、遅滞なく当該申請の審査を行い、法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、当該申請により求められた許認可等を拒否することとなります。	9/5
153	不適合理由はすべて網羅的に教示しなければならないか。	少なくとも、1点以上不適合な箇所があれば、それをもって不適合通知を行うことが可能なため、すべて網羅的に不適合理由を教示する必要はありません。ただし、不適合箇所の指摘を小出しにして、何回も申請のやり直しとすることは不適切であり、以後の申請者の補正等を円滑に進めるため、その他の指摘事項についても、可能な範囲で合わせて教示することが望ましいと考えます。	9/5
171	法第86条の7の規定が適用されない法第22条、第23条などの規定に係る部分については、新築部分と同様に、既存部分についても施行規則第1条の3第1項の表に沿ってチェックしなければならないのか。	そのとおりです。	9/12
173	確認申請提出時に建築士免許証の写しを確認するとのことだが、建築士事務所登録についても同様か。	建築士事務所登録の写しの添付は必要ありません。	9/12
189	バリアフリー法の認定申請をする場合、構造計算適合性判定は不要とのことだが、判定をするよう（当然、手数料は徴収する）に取り扱えないか。	バリアフリー法に基づく認定申請を行う場合は、構造計算適合性判定は不要ですが、所管行政庁においては、適合性判定制度が導入された趣旨にかんがみ、従前の認定のための審査に加え、適合性判定に準じた審査を行うなど適確な運用を図ることが望ましいと考えます。（平成19年国住指第1331号参照）	9/12
204	中央管理方式の空気調和設備が必要な建築物に関する規定は建築基準法にはないが、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）により中央管理方式の空気調和設備が必要な建築物であるかどうかを建築主事等が判断して、添付図書を審査する必要があるか。	建築物における衛生的環境の確保に関する法律は、中央管理方式の空気調和設備の設置等、建築段階の措置を義務付けていないため、建築主事等が確認検査で審査する必要はありませんが、同法に基づく特定建築物に該当する場合は、法第93条第5項に基づき、保健所長へ通知する必要があります。なお、令第129条の2の6第3項等に、中央管理方式の空気調和設備を設置する場合の基準等が定められているため、当該規定の適用を受ける換気設備については建築主事等が審査することとなります。	9/12
206	設計者又は工事監理者が建築士免許証を紛失している場合、その写しが添付できないが、どのように資格を確認すればよいか。	建築士免許証の写しが求められている申請において、それが添付できない場合、当該申請は行えないことになります。地方整備局、都道府県等の建築士担当部局にお問い合わせいただき、免許証の再発行を受けていただく必要があります。	9/12
208	昭和56年以降の建築物でも、改正法施行前に着工された既存建築物に、その延べ面積の1/2を超えて増築する場合、改正法に基づき、既存部分について再計算及び補強を行う必要があるのか。その場合、構造計算適合性判定の要否については誰が判断するのか。	昭和56年以降の建築物でも、改正法施行後に、構造基準に係る既存不適格建築物に、その延べ面積の1/2を超えて増築する場合は、既存部分についても新構造基準の適用を受けることとなり、再計算や補強等が必要となります。なお、法第86条の7第2項の規定により、現行の規定が適用されない場合があります。また、構造計算適合性判定の要否は、既存部分も含めた建築物全体の規模等から、まず申請者が判断する必要があり、確認申請を受けた建築主事等がその要否を確認することとなります。	9/20
247	確認審査期間の起点について、特に都道府県の場合、市町村の経由と消防同意に要する期間が審査期間に含まれており、審査期間の確保が困難なので、都道府県が書類を受け付けた時点を起点とできないか。	処理期限の始期は、特定行政庁が定める申請受付けの窓口で受理したときであって、実際に建築主事が受け取ったときではありません。したがって、経由機関を定めたときは、そこで受付けた日としなければなりません。（昭和25年10月25日建設省回答）	10/3
249	施行規則第3条の2に規定する軽微な変更があった場合に、申請図書相互の不整合等の差替えはできないのか。	軽微な変更を行った場合は、指針に基づき、中間検査又は完了検査の申請図書として「軽微な変更説明書」を求めることとしており、すでに確認済の申請図書の差替えは認められません。	10/3
254	設備設計計算書において、室の床面積、窓等の開口部の大きさに、建築図（意匠）との不整合が認められた場合、補正を求めてよいか。	不整合の内容が、申請者が記載しようとした事項が容易に推測される程度のものであると判断される場合は、指針第1第5項第三号イに規定する軽微な不備に該当しますので、補正を求めることとなります。	10/3
276	法第77条の32に基づき、指定確認検査機関が特定行政庁に照会する事項に対し、特定行政庁は回答しなければならない義務があるのか。（確認受付前の道路・敷地に関することや、法的な解釈に関することなど）	法第77条の32に基づき、照会を受けた特定行政庁は、照会をした者に対して、照会に係る事項の通知その他必要な措置を講ずるものとすると規定されています。また、法第77条の33に基づき、特定行政庁は、指定確認検査機関に対して、確認検査の業務の適確な実施に必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとされており、特定行政庁及び指定確認検査機関が協議の上、必要かつ可能な範囲で対応することとなります。	10/10

277	同じ設計者が多数の確認申請をする場合、1部の建築士免許証の写しを審査側で保管すること等により、一定の期間の申請については添付省略を可とできないか。	個別の申請について必要書類が整っている必要があることから、ご質問のような取扱いはできません。	10/10
278	よく使用される認定書については、審査側で写しを保管しておき、申請書には認定番号のみの記載で可とできないか。	施行規則第1条の3第1項第1号ロ(3)により、添付が求められる認定書については、建築主事等が当該書類を有していない場合添付することになっています。従って建築主事等が当該書類を有している場合は、申請書に認定番号のみの記載で足りることになります。	10/10 11/21修正
286	高圧ガス保安法(家庭用設備)及びガス事業法(消費機器)の審査は、建築行政がすべきか消防等がすべきか明確でない。	原則として、建築基準関係規定の審査については建築行政が行うこととなりますが、各法令の所管部局において当該規定の適合性の判断がされている場合は、その判断に従って構いません。	10/10
287	施行令や告示では明示されていないが、「建築物の防火避難規定の解説2005」やその他の解説本で参考として寸法などが規定してある避難上有効なバルコニーの構造や防火上主要な間仕切壁の位置などが適切ではない場合は、「適合しない旨の通知」を出すことになるのか。	施行令や告示の規定に適合していると判断できる場合は確認済証を交付することができますが、一般的に普及している解説書等を参考に判断することはありえます。	10/10
288	令第9条に規定する建築基準関係規定のうち消防法に係る規定については、法第93条の規定による消防同意をもって適合と判断してよいか。	建築基準関係規定(消防法の場合は、同法第9条、第9条の2、第15条及び第17条)の適合性については、建築主事又は指定確認検査機関が判断すべき事項となります。なお、消防長又は消防署長が建築基準関係規定である消防法の規定について適合を認めた場合、その判断を参考にして、建築主事等が当該規定の適合判断をすることは可能です。	10/10
292	指針は許可申請等の法に基づく他の書類についても同様に適用されるのか。	法第18条の3第1項に規定するとおり、指針は確認検査の公正かつ適確な実施を確保するため規定されたものであり、審査に関係する書類については適用となります。	10/10

※左欄の番号は、掲載順に付けているQ&A全体の通し番号

３．処分通知、処分報告の取扱いについて

	質疑内容	回答	公開日
4	施行規則別記第１５号の3様式「適合するかどうかを決定できない旨の通知書」について、一部を裏面に印刷しても良いでしょうか。	教示文の印刷を裏面に記載することは問題ありませんが、削除は認められません（不服の場合の手続きを明確にしておく必要があるため）。	7/23
8	法第6条第13項等の「適合するかどうか決定できない旨の通知」を行う場合で、図書相互にくい違いがある場合に不整合なのか、軽微な不備なのか判断が難しい場合がある。軽微な不備について、例示はありますか。	軽微な不備については、国土交通省住宅局建築指導課長通知（H19-1332号の第１（２））で示されているほか、建築行政情報センターのHPにその事例が掲載される予定です。	7/23
11	補正を求める場合の書式は、必ず施行規則に定める書式（第15号の3様式）を使用しなければならないか。任意書式は認められないか。項目が多い場合は、どうすればよいのか。	記載しきれない場合は、別紙に必要事項を記載して通知してもよい。	7/23
16	施行令第46条の規定による構造耐力上必要な軸組の計算において、平面図に記載した筋交い等の一部を拾い忘れ、過小に計算した場合、図面の不整合と考えられる。この場合、軸組量に余裕があり、拾い忘れた筋交いを計算に含めずとも適法であることが明らかな場合、訂正を求めないで確認することは検査の「確認審査等に関する指針」に違反するか。	図面に不整合があり、「確認審査等に関する指針」における軽微な不備と判断される場合には、補正を求める必要があります。それ以外は、「確認することが決定できない旨の通知」を交付し、審査を完了することとなります。不整合が残った状態で確認済証を交付することは法令上認められません。	7/23
90	審査記録については、どのようなものを想定されていますか？	審査記録についての規定はありません。 なお、指定確認検査機関においては、確認審査を行った際に、施行規則第3条の5に規定する報告書を作成し、特定行政庁を提出することが義務づけられています。中間検査・完了検査に際しても同様です。	8/22
120	申請図書の差替えや訂正ができない中で、「不適合」と「適合するかどうかを決定することができない」との見極めはどのように行うのか。	建築基準関係規定に適合しない場合には、適合しない旨の通知を行うことになります。また、図書の不整合等により適合性を確かめることができない場合は、適合するかどうかを決定することができない旨の通知を行うことになります。	8/29
121	無期限の「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」は「適合しない旨の通知」と同じではないか。前者の通知を受けた申請者はどうすればよいのか。逆に行政はその申請書をどのように扱うのか。	無期限の「適合するかどうかを決定できない旨の通知」は処分に該当しますので、その効果は「適合しない旨の通知」と同じです。設計の途中段階で申請が出された場合や図書に著しい不整合が見られる場合等、建築基準関係規定に適合しないとは言い切れないが補正や追加説明書で対応できない場合がこれに該当し、申請者は新たに確認申請を行う必要があります。なお、行政における図書の保存については各特定行政庁等の文書管理規定によることになります。	8/29
123	追加説明書について、定められた様式があるのか。	追加説明書の提出様式は、法令では定められておりません。	8/29
124	「適合しない旨の通知書」又は「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」を交付した場合、再提出を求める確認申請図書は一式全部か。	適合しない旨の通知を受けた場合は、再度、図書一式を添付して確認申請が必要となります。また、適合するかどうかを決定することができない旨の通知を受けた場合は、軽微な不備がある場合であれば該当個所の補正が可能であり、不明確な点がある場合であれば追加説明書の提出をもって足りますが、それ以外の場合は再度確認申請が必要となります。	8/29
125	「適合しない旨の通知」又は「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」をした場合、補正又は追加説明書の提出がされた日を起算日として、審査期間を算定するのか。	適合しない旨の通知を受けた場合は、再度確認申請が必要となり、従前の申請において経過した審査期間は考慮されません。また、適合するかどうかを決定することができない旨の通知を受けた場合は、補正や追加説明書の提出があるまでの期間は審査期間に含まれません。それ以外の場合は再度確認申請が必要となり、この場合も、従前の申請において経過した審査期間は考慮されません。	8/29
127	確認図書について、追加説明書の提出や補正を求める場合、正式文書としてその旨通知する必要があるか。	法第6条第13項及び指針に基づく追加説明書の提出や補正を求めるためには、公文書として、「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」を行う必要があります。	8/29
131	「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」について、無期限の場合は、実質の審査終了と考えてよいのか。	そのとおりです。	8/29
132	審査の際に差替えや訂正は認められないが、追加説明書の提出と同様に、図面への補足、追記等は認められるのか。	指針第1第5項第三号イの「軽微な不備」があり、「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」によって補正を求められた場合については、認められます。	8/29
140	追加説明書の提出と、差替えとは違うのか。	異なります。申請書等の記載事項に不明確な点がある場合は、建築主事等が「追加説明書」の提出を求めることができますが、その場合も申請書等の差替え又は訂正をすることはできません。	9/5

145	申請図書に不整合があり、「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」を行った場合で、差替え又は補正が認められないものについて、不整合をどのように正せば良いのか。	申請図書の不整合のため、差替え又は補正を認めずに「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」を行う場合（例：補正すべき事項が非常に多くあり、容易に補正できないと建築主事等が判断した場合等）、当該通知は無期限で行われ、通知の時点で「処分」となるため、不整合を補正した新たな確認申請を行う必要があります。なお、当該通知を補正を認めた上で行う場合は、期限付きで通知するものであり、通知を受けた申請者は期限内に不整合を補正すればよいこととなります。	9/5
146	「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」について、補正を求める場合と求めない場合の違いは何か。	補正を求めることができる場合は、指針第1第5項第三号イの「軽微な不備」がある場合に限られます。	9/5
147	添付図書が不足している場合は、「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」を期限を定めて行い、申請者から図書を提出させ、その図書を確認申請書に添付させることでよいのか。	申請図書だけでは建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できないときで、軽微な不備（落丁として扱うべきもの）であるため補正を求める場合や追加説明を求める場合（申請図書が不明確である場合）は、「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」を行い、補正や追加説明書の提出を求め、これを申請書等とみなして審査を行うこととなります。なお、不適合であると認められる場合は「適合しない旨の通知」を行い、また、補正や追加説明では適合性を決定することができないと判断される場合は、「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」（無期限）を行い、審査を終了させることとなります。	9/5
150	確認申請において、どんな些細な誤字・脱字であっても、「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」を行った上で補正等を求める必要があるのか。また、建築主事等が当該通知によらず建築主に申請内容について説明を求めることはできないのか。	建築基準関係規定の審査に影響しない部分（例：電話番号の記載漏れ等）については、訂正印等を用いた任意の補正等が可能です。 また、通知によらず、建築主事等が建築主に対して、任意の問い合わせを行うことは可能ですが、こうした任意の問い合わせに基づき、建築主から書面等が提出されても、それを確認図書の一部として審査することはできず、最終的には、「適合するかどうかを決定できない旨の通知」を行った上で追加説明書として提出を求める必要があります。	9/5
159	補正を求める場合と追加説明を求める場合の違いは何か。	補正は、申請図書に軽微な不備（誤記、記載漏れその他これらに類するもので、申請者等が記載しようとした事項が容易に推測される程度のもの）がある場合に、訂正や不足図面の追加を求めるものであり、追加説明は、申請図書の内容が不明確である場合に求めるものです。	9/12
160	確認審査報告書に添える書類（チェックリスト）について、型式適合認定を取得した住宅や施行規則第1条の3第6項の規定を適用した場合は、一部の添付図書が省略されているが、チェックリストの各条項のチェックも省略してよいか。	型式適合認定等によって添付を省略された図書については、チェックを入れる必要はありません。一方、施行規則第1条の3の規定により、同条第1項の表1及び表2並びに第4項の表1の各項に掲げる図書に明示すべき事項を、他の図書に明示した場合は、当該他の図書に明示してあることを確認した上で、本来の図書のチェックボックスにチェックをしてください。（例：図書Aに明示すべき事項a,bのうち、aを図書Bに記載した場合、aが図書Bに記載されていること及びbが図書Aに記載されていることを確認した上で、図書Aにチェック）	9/12
161	確認審査報告書等に添付されるチェックシートに対して、特定行政庁はどのように対応するのか。	特定行政庁は、建築計画概要書や確認審査報告書等の範囲内で、適合性の確認をすることとなります。必要に応じて、指定確認検査機関等に対して法第12条第5項による報告を求めるなどして、結果的に当該計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるときは、その旨を指定確認検査機関に通知し、確認済証等の効力を失わせることとなります。	9/12
165	補正や追加説明書の作成期間はどのように定めるのか。作成基準を国が明確に定めるのか、各特定行政庁等に任されるのか。	補正や追加説明書の作成期間は、建築主事又は指定確認検査機関がその内容及び申請者の意見を勘案して定めることになります。また、作成基準は特に定められておりませんので、申請書等の記載事項の不明確な点が明らかとなるよう作成していただくこととなります。	9/12
168	設計図書に明示すべき事項が記載されていない場合、「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」による追加説明で処理することができるか。	指針第1第5項第三号イの「軽微な不備」がある場合を除いて、補正は認められませんが、記載事項が不明確であると判断される場合は、ご質問のような処理も可能です。	9/12
170	図書の差替え又は補正は認められないとのことだが、追加説明書の提出が後からあった場合、2種類以上の図書が添付されることになるのか。	貴見のとおり。	9/12
172	「適合しない旨の通知書」等の処分通知は、建築主事又は指定確認検査機関名で通知するのか。	そのとおりです。	9/12
180	指定確認検査機関の場合、是正を求める期間は、契約で定める日数となるのか。	是正を求める期間は、その是正のために必要な期間を任意に設定することができ、指定確認検査機関の場合、契約に定めるべき事項と考えます。	9/12

184	完了検査報告書の報告の期限等について、延長の手続き方法、書式についてどの部分を参照すればよいのか。	完了検査報告書の様式については、施行規則第4条の7第2項の別記第25号様式によります。また、完了検査報告書の提出期限を延長することはできません。	9/12
190	法第6条第13項による「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」について、FAXによる通知も可能か。	便宜的な内容の伝達などのためにファックスを利用することは可能と考えますが、正式な公文書としては原本を交付すべきです。	9/12
253	追加説明書は、確認申請時の図面に追記したものでもよいのか。	追加説明書として申請図書に追記したものを新たに提出することは構いませんが、当初の申請図書の差替え、訂正等はできません。建築主事等は、当初の申請図書に、当該追加説明書をあわせて審査することとなります。	10/3
255	申請図書に補正や追加資料を求めるべき箇所が多数ある場合は、「適合しない旨の通知」を行ってもよいか。	当該計画が建築基準関係規定に適合しないと認められる場合は、不適合理由を示すとともに「適合しない旨の通知」を行うこととなります。また、適合しないとは認められないが、適合であることも確認することができない場合は、「適合するかどうかを決定できない旨の通知」を行うこととなり、建築主事等の判断により、補正等すべき事項が多数あることをもって、期限なしの通知とし、審査を終了させることも可能です。（技術的助言第2327号第4参照）	10/3
256	軽微な不備について、確認のために申請者等にヒアリングを行った上で、軽微な不備か否かの判断をしてもよいのか。	処分通知によらず、建築主事等が建築主に対して、任意の問い合わせを行うことは可能ですが、こうした任意の問い合わせに基づき、建築主から書面等が提出されても、それを確認図書の一部として審査することはできず、最終的には、建築主事等が軽微な不備と判断した場合は、「適合するかどうかを決定できない旨の通知」を行い補正を求める必要があります。	10/3
260	ある条項の記載が全くない場合、「適合しない旨の通知」ではなく、「適合するかどうかを決定できない通知」を行っても良いか。	記載がない場合、軽微な不備と判断されれば「適合するかどうかを決定できない旨の通知」により補正を求めることが考えられます。また、記載漏れの度合いによっては、当該通知を無期限で行うことも考えられます。なお、「適合しない旨の通知」は、法不適合な部分が明らかな場合に行うものです。	10/3
267	市町を申請の受付窓口にしているため、受付で不受理とすべき申請（書類の不備等）であっても、受付される場合があるが、この場合、建築主事は、一律に「適合するかどうかを決定できない旨の通知（無期限）」を行ってもよいか。	事案によっては、落丁等により軽微な不備に該当するため、「適合するかどうかを決定できない旨の通知」を行った上で、期限を定めて補正を求めるべきものや任意に訂正を求めることで対応できるものがあると思われます。	10/3
275	補正のための差替えや訂正は可能なのか。	補正とは、指針第1第5項第三号イに規定する軽微な不備について行うものであり、これに該当する補正であれば、見え消し等による訂正は可能です。また、補正によって当初申請図書が見えにくくなる場合は、当該補正を反映した書類の追加（当初申請図書の差替えは不可）を行うことも可能です。	10/10
282	「中間検査合格証を交付できない旨の通知」を交付する場合において、期限を切って追加説明を求めることは可能か。その際、期限内に追加説明書の提出がない場合は、「中間検査合格証を交付できない旨の通知」（無期限）を交付しなければならないか。	指針上、中間検査における追加説明に関する規定はないので、申請者に説明を求めるべき事項がある場合は、法第12条第5項報告や任意の問い合わせ等により対応することとなり、その上で、適法性を確認できない場合は、「中間検査合格証を交付できない旨の通知」を行うこととなります。なお、期限を定めて当該通知を行うことは指針上できません。	10/10

※左欄の番号は、掲載順に付けているQ&A全体の通し番号

4．構造計算適合性判定の取扱いについて

①構造計算適合性判定の要否について

	質疑内容	回答	公開日
6	法第20条第3号イの規定に基づく大臣認定プログラムを使用して構造計算書を作成し、申請時に電子データを提出しなければ、適合性判定は不要でよいでしょうか。	構造計算概要書の記載においてプログラム使用有（その他）としている場合には、認定プログラムを使用しない場合として扱われ、構造計算適合性判定を要しません。	7/23
7	法第6条第1項第4号の建築物で限界耐力計算を行った場合は、構造計算適合性判定は、必要でしょうか。	構造計算適合性判定が必要となります。	7/23
17	大臣認定プログラムを適用範囲で使用するが、図書等の省略をしていない法20条第三号建築物の確認に構造計算適合性判定は必要となりますか？	プログラムに係る図書省略の制度はなくなりました。大臣認定プログラムを用い、その適用範囲内で計算を行っている場合、申請者は、認定プログラム使用として申請を行っても、そうではないとして申請を行ってもかまいません。後者の場合は、構造計算概要書においてプログラムの使用について、大臣認定有（その他）として申請することとなり、再計算用の電子データの提出は不要で、構造計算適合性判定の対象外となり、建築主事等による審査が行われます。	7/23
19	ルート1で大臣認定プログラムを利用し、ヘッダーが出ない時は構造計算適合性判定の対象となりますか。	ヘッダーが出ないということは、認定プログラムを用いたとしても適用範囲外使用となるので、「認定プログラム使用」とは扱われません。この場合、ルート1（法第20条第3号イ）であれば、構造計算適合性判定は対象外となります。	7/23
34	施行令第81条第3項に基づいたもの(H14国交第474号など)は、この告示の範囲内ならば構造適合性判定は対象外ですか。	そのとおりです。	7/23
45	改正後に構造に関係しない部分での計画変更確認申請になった場合も構造計算適合性判定が必要になるのでしょうか。また、計画変更と軽微変更の定義は明確になるのでしょうか。	構造計算適合性判定は構造計算について行うものなので、構造計算に影響のない変更の場合は不要になると考えられます。なお、軽微な変更は施行規則第3条の2に規定されています。	7/23
55	6条1項4号（法20条4号）の建築物で、大臣認定ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑを用いて法20条3号のイの構造計算を行った場合は、構造計算適合性判定は、必要でしょうか。	構造計算適合性判定が必要となります。	8/3
71	保有水平耐力計算等の構造計算を行った住宅等について、建築基準法施行規則第1条の3第1項第1号ロ（2）の規定に基づく国土交通大臣の認定を取得している建築物は、構造計算適合性判定の対象となるのでしょうか。	平成19年国土交通省告示第832号によって、建築基準法施行規則第1条の3第1項第1号ロ（2）の規定により国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した建築物に適用する構造計算を建築基準法施行令第82条各号及び同令第82条の4に定めるところによる構造計算(いわゆるルート1)と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算と位置付けています。 これに加えて、平成19年国土交通省告示第593号第1号ハ及び第2号ロにおいて、建築基準法施行規則第1条の3第1項第1号ロ（2）の規定により国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した建築物は、いわゆるルート1の対象範囲内となるよう措置しています。 したがって、ご質問のような住宅等は、国土交通大臣の認定範囲内で設計すれば構造計算適合性判定の対象外となります。	8/8
114	確認申請した計画で、構造計算適合性判定以外の内容で不適合としたものについて、構造計算適合性判定に係る部分を変更せずに再度建築確認を申請した場合、構造計算適合性判定は再度必要か。	必要です。なお、計画変更の建築確認申請の場合は、構造計算適合性判定は構造計算について行うものなので、構造計算に影響のない変更の場合は不要になると考えられます。	8/29
117	法第20条第三号の建築物について旧大臣認定プログラムを使用して構造計算を行った場合、構造計算適合性判定は必要か。	旧大臣認定プログラムを使用して法第20条第三号イの構造計算を行った場合は、「国土交通大臣が定めた方法によるもの」とみなされるため、構造計算適合性判定は不要です。ただし、旧大臣認定プログラムを使用して同条第二号イの構造計算を行った場合は、構造計算適合性判定が必要となります。	8/29
118	法第85条第5項の仮設建築物については、法第20条が適用除外とならないため、構造計算適合性判定が必要か。	法第85条第5項の仮設建築物については、令第147条により令第3章第8節（構造計算）の規定は適用しないこととされていることから、構造計算適合性判定の対象とはなりませんが、建築の許可に当たって、仮設建築物の規模・存続期間等を勘案して、適合性判定に準じた審査を行うなど、適合性判定制度が導入された趣旨にかんがみ、適確な運用が求められます。（平成19年国住指第1332号の第1（1）参照）	8/29
138	施行規則第3条の2の軽微な変更に該当する計画変更であっても、その規模や内容にかかわらず、再度構造計算適合性判定が必要か。	軽微な変更（施行規則第3条の2第1項各号に該当するもので、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならないもの）に該当する変更の場合は、再度構造計算適合性判定を受ける必要がありません。	9/5 11/21修正

210	増築や改築の場合は、当該部分が法第20条第二号に該当するか同条第三号に該当するかで、構造計算適合性判定の要否を判断するのか。また、大規模な模様替や用途変更の場合はどうか。	増築や改築の場合は、法第20条の規定により、既存部分も含めた法第6条において申請される1の建築物において法第20条各号のいずれに該当する建築物であるかを判断し、構造計算適合性判定の要否を判断することとなりますが、法第86条の7第1項及び第2項の規定により、増築方法や増築の規模等に応じて、一定の緩和基準が適用となります。 また、大規模模様替の場合は、既存不適格建築物の構造耐力上の危険性が増大しない場合は、法第20条は適用されません。用途変更も同様に同条は適用されません。したがって、これらについては、構造計算適合性判定も要しないことになります。	9/20
211	ルート1で構造計算を行った壁式鉄筋コンクリート造の建築物については、構造計算適合性判定は不要としてよいか。	平成13年国土交通省告示第1026号の壁式鉄筋コンクリート造においては、第10の規定による場合を除き、ルート1相当の構造計算を行った場合（平成19年国土交通省告示第593号第2号イに該当し、令第81条第3項の構造計算を行ったもの）は、大臣認定プログラムを使用した上で電子データの提出がなされる場合（構造計算概要書において、認定プログラムにより安全性を確認したとしている場合）を除き、構造計算適合性判定は不要です。	9/20
212	昭和62年建設省告示第1899号第三号ハにおいて、保有水平耐力に関する検討を行った場合には、構造計算適合性判定を要しないのか。また、要しないとする場合、高度な計算を行うにも関わらず要しないとした理由を教えていただきたい。	構造計算適合性判定が必要なケースは、法第20条第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従った構造計算であること、つまり、令第81条第2項又は第3項に定める基準に従うものとなります（法第20条第三号イの場合は認定プログラムを使用した場合に限る。）。 一方、昭和62年建設省告示第1899号の検討は、令第82条で定義する保有水平耐力計算の一部を適用するものであることから、構造計算適合性判定の対象としていません。	9/20
213	法第20条第三号及び第四号に掲げる建築物において、保有水平耐力計算や限界耐力計算を行った場合には、構造計算適合性判定は必要か。また、これらについて大臣認定プログラムを使用した構造計算を行った場合には、構造計算適合性判定は必要か。	対象となる建築物の構造計算を、法第20条第二号イに規定する方法若しくはプログラム又は同条第三号イに規定するプログラムによって行う場合に、構造計算適合性判定が必要になります。よって、同条第三号に該当する建築物について保有水平耐力計算や限界耐力計算（＝同条第二号イに規定する方法）を行う場合は構造計算適合性判定が必要となり、同条第四号に該当する建築物についても、上記に該当する場合は判定が必要となります。	9/20
215	計画変更に係る建築確認申請において、二次部材のみの変更（床スラブの配筋の変更、小梁の変更等）であっても構造計算適合性判定が必要か。	二次部材のみの変更であっても、構造計算に係る変更は、構造計算適合性判定が必要です。また、確認申請時にあらかじめ当該変更についての検討がされている場合は計画変更申請を要しません。（中間検査又は完了検査までに報告することで可）（平成19年国住指第1332号第1(2)及び「構造審査・検査の運用解説」P122～P129を参照）	9/20
216	法第20条第三号に該当する建築物で、非認定プログラムを使用して構造計算を行った場合は、構造計算適合性判定は不要か。	貴見のとおり。	9/20
218	計画変更確認申請時における構造計算適合性判定の要否の判断については、当初の確認申請において構造計算適合性判定を行ったか否かで決定されるのか。	計画変更後の建築計画により、構造計算適合性判定の要否を判断することになります。また、当初審査を行った指定確認検査機関又は建築主事に申請する場合には、計画変更申請は当該変更となった部分の図書について申請を行い、変更となっていない部分は、当初の確認申請の計画が継続します。	9/20

※左欄の番号は、掲載順に付けているQ&A全体の通し番号

②その他の取扱いについて

	質疑内容	回答	公開日
5	構造計算適合性判定について、どの判定員も同様の審査をするような環境（研修等での周知）は準備できているのでしょうか。継続的に統一した運用ができる体制づくりが必要と考えます。	構造計算適合性判定員の方には、別途、適判機関から詳細な説明等がなされると思われます。また、別途、構造計算適合性判定に当たって参考となる資料も提供される予定です。	7/23
13	建築主事等が構造計算適合性判定を求める際に、「留意事項に関する書類」を添付することとされているが、この書類は必須のものですか。	必要な書類です。留意事項がない場合は、空欄となります。	7/23
20	建築主事等が、法第6条第5項等に基づき都道府県知事等に対して構造計算適合性判定を求める場合の書類は、決まっているのですか。	書類の提出については、施行規則第2条第2項に定められています。具体的には、①申請書の副本一通及びその添付図書②構造計算適合性判定を行う際の留意事項の内容を記載した書類とされています。	7/23 7/24修正
23	大臣認定プログラムを使用しない構造計算を行った場合は、構造計算適合性適判の判定期間は、延長されるのか。	法第20条第2号イの構造計算で認定プログラムを使用しない場合は、法第6条第12項に基づく期間延長の対象となります。	7/23
25	構造計算適合性判定員としての立場で、法律及び条例、本に書かれている事項を守るべきか特に守らなくてもいいのかの判断をどうしていけばよいのか。	法令の規定（告示、規則、条例等を含む）及びその解釈を示す技術的助言には従う必要があります。その他の資料の扱いは、適判機関や判定員により適切に判断されるべきものです。	7/23
27	現状では大臣認定プログラムがまだ決まっていないようですが、施行日前の旧法の認定プログラムで構造計算して改正法の施行後に確認申請を提出した場合、審査期間は何日でしょうか。また、大臣認定プログラムはいつ決定するのでしょうか？	審査期間は、ケースバイケースで、一概には言えません。6月19日までの大臣認定プログラムは、現在は非認定プログラムとなるため、法第20条第2号イの構造計算で認定プログラムを使用しない場合となり、審査機関は最長で70日です。大臣認定プログラムの認定は、制度上は既に可能ですが、実際にプログラムがいつ認定されるかは現時点では未定です。	7/23
33	構造計算適合性判定の対象とならない建築物の申請は、従来通りの21日間と考えて良いですか。	法第6条第1項第1号から第3号までの建築物は35日、第4号の建築物は7日です。	7/23
42	適判機関への事前協議は可能か？	物件規模その他によって判定を受ける構造計算適合性判定機関の特定が可能である場合で、あらかじめ建築主事等が承知している場合には、構造計算適合性判定機関において、当分の間は、申請者、設計者等に対し、モデル化や諸数値の設定に当たっての工学的判断等に係る事前相談について、きめ細かく対応することとされています。なお、その際、不適合箇所の指摘を行うことは差し支えないものとされています（平成19年9月25日国住指発第2327号）。	7/23 10/1修正 10/31修正
43	A県に所在する設計事務所が、B県の物件を設計した場合で、A県に所在する指定確認検査機関に確認申請を提出した場合において、構造計算適合性判定は、A県かB県いずれが行うのか。	申請地を所管する都道府県又はその都道府県が指定する適判機関が判定を行います。 ご質問の場合は、B県となります。	7/23
115	構造計算適合性判定の判定員は、建築確認においてどのような責任を負うのか。	例えば、構造計算適合性判定の業務に関する秘密保持義務や、刑法その他の罰則の適用にあたっての公務員みなしが適用されます。また、構造計算適合性判定に瑕疵等があった場合でも、当該判定員に直接建築基準法の罰則が適用されることはありませんが、適判機関に対する行政処分や、その他民事上の責任を追及される可能性はあります。	8/29
116	適判機関が確認申請の内容について追加説明を求める場合は建築主事等を通して行うとのことだが、その回答については直接適判機関に行ってもよいのか。	追加説明書の提出については、「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」を行った建築主事又は指定確認検査機関に対して行うこととなります。	8/29
214	確認申請がされた物件について、確認審査側が構造計算適合性判定の要否を判断しがたい事例があった場合に、指定構造計算適合性判定機関に判断を求めることは可能か。	構造計算適合性判定の要否については、建築主事又は指定確認検査機関が判断することとなります。なお、指定構造計算適合性判定機関に助言を求めることは可能と考えられます。	9/20
236	従来の図書省略のために認定された旧認定プログラムは、改正後の基準に基づきプログラムされていないので、使用できないことになるのか。もし使用する場合は、改正後の基準をすべてチェックして審査する必要があるのか。	従来の図書省略のためのプログラムの大臣認定制度は廃止されましたが、構造計算書の様式に合致し、かつ、改正後の構造関係基準に適合するものについては、当該旧認定プログラムを引き続き使用することはできます。この場合において、大臣認定プログラムを使用したものではなく、大臣が定めた構造方法を用いたものとみなされるため、計算過程が適切なこと等の構造計算を詳細に審査する必要があります。	9/20

237	旧大臣認定プログラムの認定書の写しをなぜ提出しなければならないのか。	旧大臣認定プログラムを使用した構造計算の審査にあたっては、改正されていない基準への適合性について、その計算結果が一定の信頼性を有するものとして扱われる場合が想定されます。そのための資料として添付を求めるものです（そのような扱いが不要であり、一般の非認定プログラムと同じ扱いでよい場合には、添付する必要はありません）。	9/20
239	法第6条第5項等の「（認定）プログラムによるもの」とは、「大臣認定プログラムを適用範囲で使用し、再計算のための磁気ディスクが添付された申請が提出された場合」をさすのか。	そのとおりです。大臣認定プログラムを適用範囲外で使用した場合は、当然、大臣認定プログラムによらない申請となります。また、電子データが添付されない申請も大臣認定プログラムによらない申請となります。	9/20
241	法第6条第10項の趣旨は何か。	法第6条第10項では「構造計算適合性判定に要する費用は、当該構造計算適合性判定を求めた建築主事が置かれた都道府県又は市町村の負担とする。」と規定しており、あくまで構造計算適合性判定を求めるのは建築主事であることから、構造計算適合性判定の費用負担は、建築主事を設置した機関である都道府県又は市町村に求めることとしています。ただし、当該判定による受益者は建築主であることから、当該費用は確認手数料に上乗せすべきものと考えられます。	9/20

※左欄の番号は、掲載順に付けているQ&A全体の通し番号

5. 大臣認定・型式適合認定等の取り扱いについて

	質疑内容	回答	公開日
15	法施行前に確認済証の交付を受け、工事着手が、改正法の施行後となる場合において、構造計算の大臣認定を取得していたものについては認定の取り直しが必要でしょうか。	大臣認定の内容により扱いが変わることが想定されます。	7/23
44	自走式立体駐車場において、すでに大臣認定を取得している型式適合認定自走式立体駐車場は、改正前と同じ取扱いになるのか。	大臣認定の内容により扱いが変わることが想定されます。	7/23
48	高さ60mを超える工作物は大臣認定の取得が必要になるとのことだが、図のような場合には、建築物及び工作物（それぞれの高さは60m以下）の大臣認定を取得する必要があるのか。 	建築物又は工作物そのものの高さが60mを超える場合には、大臣認定の手続きが必要です。なお、それぞれでは、60mを越えない場合も、時刻歴応答解析等を行い、大臣認定を受けることが望ましい場合もあると考えられます。	7/23
64	大臣認定書の別添図書の提出が必要とのことだが、防火材料や耐火構造等の認定部材については、全部をコピーするとなれば膨大な量になるので、必要な箇所はどこか明確にしてほしい。	認定を受けた構造方法等の仕様（断面の構造、材料の種別及び寸法等）が示されている図書が提出されていればよい。また、当該図書が提出されている場合には、別途の構造詳細図を添付する必要はない。尚、施行規則第１条の３第１項第１号ロ（3）により、添付が求められる認定書については、建築主事等が提出を求める場合に限り添付が義務付けられています。	8/8 9/5修正 11/21修正
73	型式適合認定を受けている建築物等について、当該型式部材等の製造者としての認証を受けている者が新築を行う場合、確認審査に必要な図書を御教示ください。	認証型式部材等を有する建築物については、施行規則第１条の３第５項第３号の規定により、該当する図書の添付が不要となります。型式適合認定の対象となる建築物の部分及び一連の規定は、令第136条の２の11に規定しており、令第10条においてこれら一連の規定を特例の対象として定めています。 また、当該建築物が認証型式部材等を有する建築物であることを確かめるために、型式部材等製造者認証書（施行規則別記第50号の６様式）の写しが必要となります。なお、この場合、法第68条の18の規定により、認証型式部材等製造者は自らが新築・製造する建築物等を当該認証に係る型式に適合させる義務を負うことになります。	8/15
74	確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号）第一第３項第３号において、「認証型式部材等に係る認証書の写しが添えられたものにあっては、申請等に係る建築物等が有する認証型式部材等が当該認証型式部材等製造者により製造されるものであることを確かめること」とされていますが、具体的にどのようなことを確かめればよいのか御教示ください。	型式部材等製造者認証書（施行規則別記第50号の６様式）の写しにより、申請者が型式部材等製造者の認証を受けていることを確かめてください。	8/15
77	ホルムアルデヒド発散建築材料を使用する建築物の計画について確認審査を行う際、JIS適合建材、JAS適合建材、大臣認定（法第68条の26に規定する構造方法等の認定）を受けた建材について、それぞれ取扱いが異なるのでしょうか？	確認申請では、施行規則第１条の３第１項表２第（11）項に掲げる使用建築材料表において、告示対象建築材料の種別（等級）を明示しなくてはなりません。使用建築材料の個々の商品名、JISの認証又はJASの認定の別を特定する必要はありませんが、国土交通大臣の認定を受けた建築材料を使用するときは、建築主事等から提出が求められた場合は、当該認定に係る認定書の写しを提出する必要があります。	8/15 8/29修正 11/21修正
78	複数の建築材料を工場で組み立てた建具、収納家具等のユニット製品については、シックハウス規制に係る審査上、当該製品をどのように取り扱えばよいでしょうか？	ユニット製品については、当該製品を構成する建築材料がそれぞれ各種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当するかどうかの審査について、その根拠を確認するための方法（連絡先等）が記載された当該製品の説明書や事業者団体等による表示等から判断して差し支えありません。 なお、参考資料として「建築物のシックハウス対策マニュアル」（発行：工学図書株式会社、編集：国土交通省住宅局建築指導課等）を参照ください。	8/15
96	法第68条の20に規定する認証型式部材等に関する確認の特例を受けようとする場合、計画の設計者と当該認証型式部材等製造者を同じ者にする必要があるでしょうか？	必要ありません。	8/22

141	外壁、屋根材、防火設備等すべてについて認定書の写しが必要なのか。	大臣認定を受けている構造方法等を有する建築物の確認申請については、建築主事等から提出が求められた場合は、施行規則第1条の3において求められる認定書の写しが必要になります。ただし、施行規則第3条の2第九号に規定する「軽微な変更」として扱われる建築材料等のうち、ホルムアルデヒド発散建築材料及び防火材料については、施行規則第1条の3において断面の構造等が明示すべき事項として規定されていないことから、確認申請時点で使用材料の種別が明示されていればよく、確認申請時の認定書の添付は不要です。なお、完了検査申請時には、施行規則第4条第1項第2号により内装の仕上げに用いる建築材料の取り付け等の工事終了時における当該建築材料を用いた内装の仕上げの部分を写した写真を添えます。	9/5 10/3修正 11/21修正
162	Q&Aに「認証型式部材が当該認証型式部材等製造者により製造されるものであることを確かめること」とあるが、製造者認証物件の場合、型式適合認定の認定書は添付する必要があるのか。	必要ありません。	9/12
167	確認申請のたびに認定型式や認証型式部材等に係る別添書類の提出を求めるのか。	法第68条の10第1項の認定を受けた認定型式の場合は、認定書の写しとともに、認定を受けた型式の仕様が示されている図書が必要となります。また、法第68条の11第1項の認証を受けた認証型式部材等の場合は、型式部材等製造者認証書の写しが必要となります。なお、製造者認証物件の場合、型式適合認定の認定書を添付する必要はありません。	9/12
207	改正後における現行法による認定の有効性や再認定（防火認定、型式適合認定など）等は、どのような状況となっているか。	改正法施行前に受けた型式適合認定等の取扱いについては、平成19年国住指第1332号を参照してください。	9/12
209	旧法第38条大臣認定及び構造関係等の図書省略大臣認定を受けていた工業化住宅に増築する場合、当時の認定書があれば、既存建築物は新構造規定も満たすと考えられるか。	工業化住宅に適用されていた旧法第38条の大臣認定制度及び図書省略制度はすでに廃止されており、また、本改正では特に認定の移行手続きは行っていないことから、工業化住宅の認定書は効力を有しないものとなります。また、改正法施行後に、構造基準に係る既存不適格建築物に対して増築等する場合は、既存部分についても新構造基準の適用を受けることとなり、再計算や補強等が必要となります。なお、法第86条の7第1項及び第2項の規定により、増築方法や増築の規模等に応じて、一定の緩和基準が適用となります。	9/20
240	施行規則第1条の3第1項第1号ロ(3)により、添付が求められる認定書について建築主事等が提出を求めた場合において、複数の同仕様の認定品を用いる場合は、そのどれを採用するかが未定の場合、同一部材に対して複数枚の添付が可能か。	可能です。また、ある商品の認定書を添付して申請し、その後に同一の仕様において変更することも可能です（平成19年国住指第1332号第1（2）参照）。	9/20 11/21修正
242	平成19年国土交通省告示第593号第一号ハ及び第二号ロに該当するものとして、型式適合認定の建築物のほか、法第68条の26による建築物の認定を受けたものも含まれるのか。	施行規則第1条の3第1項第一号ロ（2）に基づき「安全である」と認定されたものに限られます。	9/20
245	確認申請に際して、審査機関から不燃材料としての粘土瓦の大臣認定番号を明記せよと指摘されたが、粘土瓦の大臣認定はあるのか。	粘土瓦は、法第2条第九号に基づく平成12年建設省告示第1400号（不燃材料を定める件）に「瓦」として規定されており、大臣認定を受ける必要はなく、確認申請に際して粘土瓦の大臣認定番号を明記する必要はありません。	10/1

※左欄の番号は、掲載順に付けているQ&A全体の通し番号

６．その他

	質疑内容	回答	公開日
9	着工の定義を教えてください。	着工の定義は、今回の改正による変更はありません。通常は、杭打ち工事の着手時点又は根切り工事の着手時点を言います。	7/23
22	確認審査結果の記録は閲覧できますか。	建築確認に関し閲覧可能な書類は、施行規則第11条の4に限定されています。	7/23
24	15年を経過せずに建築設計事務所が閉鎖された場合、その事務所が設計した図書等はどうなりますか。また、指定確認検査機関が、廃業した場合の申請図書等はどうなりますか。	建築士事務所が閉鎖した場合は、図書の保存の義務はありません。また、指定確認検査機関が廃業した場合には、その機関が保有すべき申請図書等は特定行政庁に引き継がれます。	7/23
57	確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行なったことを証する書類（施行規則第3条の5第3項第2号に規定する書類）を作成する際、告示（平成19年国土交通省告示第885号）に規定されている様式について、当該申請に係る建築物に関係しない項目を省略しても良いでしょうか。	適宜、省略しても構いません。	8/3
61	改正法の施行日以降に通知された法第18条による計画通知の建築計画概要書は、閲覧に供する必要がありますか。	原則として閲覧に供する必要があります。ただし、建築計画概要書を公にすることにより、公益を害するおそれのある場合（例えば、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第3号及び第4号に規定する情報が当該建築計画概要書に含まれている場合など。）を除きます。	8/3
62	申請図書に不整合があった場合、設計者は処分されると巷間いわれているが、処分との関係を明確にしてほしい。	申請図書に不整合があったことで、直ちに建築士法上の不誠実行為等に該当し、処分の対象となるものではない。	8/8
91	施行規則第4条第1項第2号及び第3号において、完了検査申請書として内装仕上げ等の写真が規定されていますが、これらの写真も保存義務がありますでしょうか？	施行規則第4条第1項に規定する図書及び書類は、施行規則第6条の3第5項において15年間の台帳保存の対象として規定されています。	8/22
95	指定確認検査機関において保存すべき確認検査等の図書等は、機関省令第29条第2項に基づき、磁気ディスクによって保存しても良いでしょうか？	貴見のとおり。当該規定により、図書等を必要に応じて紙面等に表示できる場合は、当該図書等を磁気ディスク等に保存することができます。	8/22
107	申請に不備があった場合、再申請に際して、手数料を再度払うことになるのでしょうか？	手数料の取扱いについては、各地方自治体の手数料条例又は指定確認検査機関の約款等で規定されておりますのでご確認ください。	8/22
108	建築士設計事務所において保存すべき設計図書を、PDFファイルで保存することは可能でしょうか？	原本性を担保するという観点から、PDFファイルについては、以下の2通りが想定されます。 ①CADによって作成された設計図書（電子データ）をPDF印刷した場合、当該PDFファイルによる保存は認められません。 ②紙面に打ち出された設計図書をスキャンした場合、当該PDFファイルによる保存は可能です。なお、マイクロフィルムによる保存は従来より認められているところです。	8/22
183	再検査を実地に行うとした場合、指定確認検査機関は検査手数料を徴収することができるのか。	手数料の取扱いについては、各地方自治体の手数料条例又は指定確認検査機関の約款等で規定すべきものと考えます。	9/12
191	「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」（無期限）を受けた場合、建築主が建築審査会に不服申立てをできるか。	建築審査会への不服申立ては可能です。	9/12
202	手数料算定に関する床面積の考え方について、国の指針等を公表する予定はあるか。	ありません。	9/12
203	完了検査時に、追加説明書に基づき再審査する場合に、改めて手数料を徴収してもよいか。	手数料の取扱いについては、各地方自治体の手数料条例又は指定確認検査機関の約款等で規定すべきものと考えます。	9/12
205	適判機関へ送付する前に法令に適合しないことがわかり、「適合しない旨の通知」を行った場合、構造計算適合性判定分の申請手数料は返還されないのか。	手数料の取扱いについては、各地方自治体の手数料条例又は指定確認検査機関の約款等で規定されておりますのでご確認ください。	9/12
266	指定確認検査機関からの確認審査報告書には処分等概要書が含まれていないが、特定行政庁が作成することとなるのか。また、今回の改正では処分等概要書の様式が定められていないが、任意の様式なのか。	処分等概要書については、法第12条第7項の規定に基づき、特定行政庁が作成する必要があり、これは改正前と変わっておりません。また、施行規則第6条の3の規定により、処分等概要書は別記第37号様式によることとなります。	10/3

297	確認申請書第2面「4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者」欄、「5. 工事監理者」欄及び完了検査申請書第2面「5. 建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者」欄について、該当者が2名以上の場合、意見を聴いた内容（業務範囲）ごとに意見を聴いた者全員を、同欄に記載させるのか。	「建築設備の設計（工事監理）に関し意見を聴いた者」欄については、意見を聴いた建築設備士全員を、「工事監理者」欄については、工事監理を行った建築士全員を、それぞれ記載し、それに対応する「意見を聴いた設計図書」（「工事と照合した設計図書」）等を記載することとなります。	10/17
298	確認申請書第2面に記載する「建築設備の設計に関して意見を聴いた者」は、建築士又は建築設備士の有資格者のみを記載すべきか。	当欄は、備考において「建築士法第20条第5項に規定する場合（設計に係る場合に限る。）に、同項に定める資格を有する者について記入し」とあり、建築設備士についてのみ記入すれば構いません。	10/17
299	代理者が、建築主との契約時に取り交わす書面（確認申請手続きについて代理者へ委任する旨を記載した契約書のコピー）を確認申請書に添付する委任状として使用できるか。	委任状に様式はなく、一般的に委任状として必要な事項が記載されたものであれば使用することができます。	10/17
300	確認申請書第2面の「設計者」欄について、「代表となる設計者」とは当該設計の責任の最も大きい者を記入するのか、主たる担当者を記載するのか。	設計者（建築士）間で代表者を任意に選定の上、記載することになります。なお、責任の程度や担当業務の範囲は関係しません。	10/17
301	確認申請書第2面の「設計者」欄について、管理建築士は必ず記載しなければならないか。	「設計者」欄には、当該確認を受けようとする建築物の設計について責任を有する建築士全員の氏名等を記載する必要がありますが、管理建築士が設計（その者の責任において設計図書を作成すること）を行っていない場合は、管理建築士を記載する必要はありません。	10/17
302	確認申請書第2面の「設計者」欄について、管理建築士等が図面の承認（チェック）をした場合、設計とみなされ、設計者氏名を記載しなければならないのか。	管理建築士が建築士として、その者の責任において設計図書を作成したものとして、承認（チェック）を行っているのであれば、設計者として記載する必要がありますが、別の建築士がその者の責任において設計図書を作成したものについて、管理建築士として承認建築士事務所を管理する立場から承認（チェック）しているに過ぎないのであれば、設計者ではないことになります。	10/17
303	確認申請書第2面の「その他の設計者」欄は、建築士事務所登録をしていない建築士でも記載できるか。（施工業者等の建築士が平面図等を作成している場合がある。）	建築士の業務独占の範囲内である設計業務を、他人の求めに応じ報酬を得て、業として行う場合は、施工業者等であっても、建築士事務所登録が必要になります。	10/17
304	建築物の確認申請の代理者は、建築士又は行政書士で可となるが、工作物の確認申請の場合は、建築士資格がない場合は代理者になることができないのか。	工作物の設計・工事監理等については建築士の業務独占の範囲外となりますので、特に建築士資格は求められていませんが、工作物の確認申請の代理業務については、建築物と同様、建築士又は行政書士が行うこととなります。	10/17
305	構造計算のみを行い図面を作成していない場合は、設計に該当しないとして、申請書の「設計者」欄に記載不要としてよいか。	構造計算書は設計図書の一部をなしており、その者の責任において構造計算書を作成した建築士については、構造計算書に記名・押印するとともに、申請書の「設計者」欄に記載する必要があります。 一方、こうした構造計算の業務の補助を行っている者については、設計に該当しないことから、記載は不要です。	10/17
306	計画変更確認申請の場合、確認申請書第2面には、計画変更に係る図書のみ記入すればよいか、設計した図書すべてを記入する必要があるか。	計画変更に係る図書のみで構いません。	10/17
307	確認申請書第2面に複数名の建築士を明記した場合、設計図書の押印は、代表となる設計者が全ての設計図書に押印するのか、各建築士が作成した図書にそれぞれ押印するのか（例えば、構造図等は構造設計者が押印するのか、代表となる意匠設計者が押印するのか）。	その者の責任において設計図書を作成した建築士全員が、設計図書に記名・押印することとなり、例えば構造図等について、代表となる意匠設計者と構造設計者の双方がそのような責任を有するのであれば、当該意匠設計者も記名・押印が必要となります。	10/17
308	施行規則第1条の3第1項第一号では、正本に添える図書にのみ記名・押印が求められているが、建築士法上の扱いと齟齬がないか。	建築基準法施行規則第1条の3第1項第一号では、副本に添える図書について特段記名・押印を求めていません。建築士法では、すべての設計図書に記名・押印が求められていますが、申請図書のうち、副本については図書のコピーで構わないこととなっており、特段の問題はありません。	10/17
309	設計図書とは、申請書に添付された全ての図書をいい、全てに記名・押印しなければならないのか。一般的には、付近見取図や機器類の仕様図等は、既存地図やカタログ等を利用しており、記名・押印はほとんどない。	建築士がその者の責任において設計図書を作成した場合は、当該建築士は当該設計図書に記名・押印しなければなりませんが、設計図書とは、「建築物の建築工事実施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書」のことを言い、このような図書を建築士の責任において、申請図書として提出する場合は、自らが直接的に作成したものでなくとも、「設計図書」として当該建築士が記名・押印をする必要があり、ご質問の付近見取図や仕様図等についてもこれに該当すると考えられます。	10/17

310	代願業務においては、代願を行う設計士が配置図を作成するケースが多くあるが、代願を依頼した業者（建築士）からの指示により配置図を作成する場合は、建築士法の「設計」には当たらないと解してよいか。	設計とは、その者の責任において設計図書を作成することをいます。配置図は「設計図書」に該当するため、この場合は代願業務を行う建築士又は代願を依頼した建築士のいずれか責任を有する者（もしくはいずれも）が建築士法上の「設計」を行った者であると解されます。	10/17
311	構造計算担当者が下請け設計事務所の場合、建築士法第20条第2項に規定する構造安全証明書の「委託者」欄への記入は、建築主又は元請け設計事務所のどちらか。	下請け設計事務所の建築士が、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合には、構造計算を行った建築士から、当該者に直接構造計算の委託を行った者に対して交付することとなるため、ご質問の場合、元請け設計事務所が「委託者」となります。	10/17
312	計画変更時において、当初申請時の「代表となる設計者」が作成した図書がなく、「その他の設計者」のみの場合は、計画変更確認申請書の設計者欄にどのように記載すればよいのか。	ご質問の場合、確認申請書第2面には、当該計画変更に係る設計図書の設計を行った建築士全員を記載し、「代表となる設計者」欄には、第2面に記載のある建築士のうち、当該計画変更の代表となる建築士の氏名を記載することとなります。よって、当初の確認申請書の記載内容と異なることも考えられます。	10/17
313	構造計算を複数で行っている場合、構造安全証明書の証明者は全ての者の氏名を記入するのか、代表者のみでよいか。	構造計算の責任を有する建築士全員を記入することとなります。なお、建築士以外の者は設計行為（その者の責任において構造計算を行うこと）はできないため、構造計算の補助的な業務にしか関与できません。よって、構造安全証明書に氏名を記入できません。	10/17
314	構造設計者が建築士事務所登録をしていない場合、構造安全証明書に記名することは可能か。また、意匠設計事務所と契約し、意匠設計事務所登録番号を記入し、建築士名は実際に構造計算を行った者の氏名を記入していいのか。	「構造安全証明書」には、当該構造計算の責任を有する建築士を記入する必要があります。他人の求めに応じ報酬を得て、業として設計業務を行う場合は、建築士事務所に所属する必要がありますので、当該建築士が建築士事務所に所属していない場合は、建築士法違反に当たります。	10/17
315	代理者（建築士）については、建築士免許証の写しの添付が義務付けされていないが、代理者の建築士免許証の写しが必要ではないか。	代理者の建築士免許証の写しの提出は、建築基準法上求められていません。	10/17
316	代理者・設計者・工事監理者のいずれについても建築士事務所登録証の写しの添付が必要ではないか。	不要です。	10/17
317	代表となる設計者が申請建築物を設計できる資格を有している場合、その他の設計者についても申請建築物を設計できる資格を有する必要があるか。	必要です。	10/17
318	一級建築士でなければ設計できない建築物を設計する場合、代表となる設計者（一級建築士）が全ての設計図書を作成し、その他の設計者（無資格者）が一部の設計図書の設計の補助をしたとして、「その他の設計者」欄に無資格者の氏名を記入することは可能か。	無資格者については、当該設計図書について責任を有する者とはなりえないため、「設計者」欄に記入する必要はありません。	10/17
319	建築士法第23条との関係で、個人で構造計算を行い、報酬を得ている構造設計者も建築士事務所登録が必要か。	構造計算書は設計図書の一部をなしており、その者の責任において構造計算書を作成した建築士については、建築士資格が必要となります。また、建築士又は建築士を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、業として設計業務を行う場合は、建築士事務所登録が必要になります。	10/17
320	設計図書に、CADオペレーター、設計管理者、経由者等の設計者以外の記名・押印がある場合、全員の資格証や、申請書等の設計者欄への記入が必要か。無資格者の記名は消すべきか。	その者の責任において設計図書を作成した建築士全員が、設計図書に記名・押印することとなり、その全員を、確認申請書等の設計者として記載する必要がありますが、建築士以外の者については申請書等に記載する必要はありません。	10/17
321	地方公共団体の事業の場合、各団体にも設計・監理部門があるが、実施設計等を委託した場合、申請書にはどのように記載すればよいか。	当該設計図書に責任を有する者として記名及び押印された建築士全員について、申請書に記載することとなります。	10/17
322	構造図及び構造計算書には、構造設計者だけが記名・押印をするのか。	その者の責任において、構造図及び構造計算書を作成した者（複数の場合は連名）の記名・押印が必要です。	10/17
323	工作物（単独）については建築士の業務範囲外であるため、その構造計算を行った場合は、建築士が構造計算を行った場合を含めて、構造安全証明書の交付は不要と考えてよいか。また、この場合、確認申請書等の「設計者」欄については、建築士資格者でなくても良いが、その者の責任において当該工作物の設計図書を作成した者を記入することになるのか。	貴見のとおり。よって、「設計者」欄に記載される設計者の中には、「資格」欄及び「建築士事務所名」欄が空欄（建築士資格を有していない者）となる場合があります。	10/17

327	法第5条の4第2項により、建築主（会社機関の長）が建築主と同じ会社に所属する建築士を工事監理者として選定した場合（設計は社外委託した建築士事務所による）、建築士としての業務に該当するため、建築士法第20条第3項により、工事監理をした建築士は建築主に工事監理報告書を提出する必要があるか。あるいは、建築主と同じ会社に所属する建築士が工事監理者であれば、工事監理報告書の提出は不要か。	建築士法第20条第3項の規定により、建築士は、工事監理を終了したときは、直ちにその結果を文書で建築主に報告しなければならないとされており、ご質問の場合、工事監理を行った建築士と建築主である法人は別主体であることから、工事監理報告が必要となります。	10/31公開
329	計画通知物件において、代理者が建築主である当該通知機関の職員であっても委任状が必要になるのでしょうか。	必要ありません。	10/31公開
330	建築積算を専門とする事務所を開設する場合、建築士事務所の登録が必要か。また、建築積算とは設計にあたるのか、あるいはその他の業務になるのか。	建築士法上、「設計」とは「その者の責任において設計図書を作成すること」とされており、建築積算だけを行う場合は、一般的に設計行為にはあたらないと思われます。ただし、建築積算については「その他の業務」に該当すると思われるので、建築士又は建築士を使用して、他人の求めに応じ報酬を得て、これを業として行う場合は、建築士事務所の開設が必要になりると思われます。	10/31公開
334	確認申請書に施行規則第1条の3第1項表2(86)の図書を添付の上、いわゆるバリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準に適合するか否かを審査し、適合しない場合は法第6条第1項の「建築基準関係規定に適合しない」旨の通知を交付して良いか。 また、完了検査時において、建築基準法令の規定には適合であっても、移動等円滑化基準に不適合の場合は、検査済証を交付できないと解して良いか。	一定規模以上の特別特定建築物に対する移動等円滑化基準への適合について、いわゆるバリアフリー新法第14条第4項によって「建築基準関係規定」とみなされるため、ご質問のとおりの取り扱いとなります。	12/30公開
335	移動等円滑化基準への適合が必要な建築物が、建築後に移動等円滑化基準に不適合な状態で使用された場合、建築基準法第9条に基づく命令等の違反是正措置は講じられないか。	建築基準法第9条に基づく違反是正措置については、「建築基準関係規定」ではなく「建築基準法令」への違反によるため、移動等円滑化基準に不適合であっても、建築基準法第9条の適用はできませんが、このような場合、いわゆるバリアフリー新法第15条の規定に基づき、違反是正措置を命ずることとなります。	12/30公開
336	禁錮以上の刑に処せられたが執行猶予の言渡しを受けた場合、建築士法第7条第3号の絶対的欠格事由に該当するのでしょうか。	禁錮以上の刑に処せられた者は、刑の執行を終わり又は執行を受けることがなくなってから5年間は建築士の免許を与えないとされていますので、執行猶予期間中は絶対的欠格事由に該当します。しかし、禁錮刑以上の刑に処せられても、執行猶予の言渡しを受け、それを取り消されることなく猶予期間を満了した場合には、その時点から刑に処せられたことのない者と同等に取り扱われることとなります。従って、この場合には絶対的欠格事由には該当せず、建築士の免許を申請することが可能となります。	12/30公開

	質疑内容	回答
337	図のような地下の工作物（鉄道施設）の上部に、建築物を設ける複合構造物として計画する場合の構造設計について、建築基準法、鉄道事業法等の法令の適用を踏まえ、下記のような条件で設計して差し支えないでしょうか。 １　地下の工作物（鉄道施設）については、鉄道事業法による認可等において、構造設計（上部の建築物等の荷重・外力の条件を含む。）に関しても審査を受けるため、当該工作物の構造躯体は建築基準法の適用を受けないものとして構造設計を行う。 ２　上部の建築物部分の構造設計にあたっては、建築基準法構造関係規定に適合するものとして行う。また、構造計算にあたっては、１の認可により審査済みである工作物（鉄道施設）の部分を含めて構造物全体をモデル化する。この構造計算に用いる工作物部分のデータについては、１の認可を受けた構造設計資料における必要な重量（質量）、剛性、接合条件等を用いる。 ３　建築物と工作物の接合部分（境界部分）の設計については、接合部分に生じる圧縮・引張り力、曲げモーメント、せん断力等の力の伝達及び変形の連続性が適切であることを確認し、建築基準法構造関係規定に適合する構造方法を用いる。 ４　複合構造物の基礎及び地盤の設計については、工作物部分を建築物部分の基礎と仮定して、荷重を地盤に伝達し、有害な沈下、変形等が生じないことが検証されていることを確認する。この検証にあたっては、１の認可を受けた構造設計資料のデータを用いる。 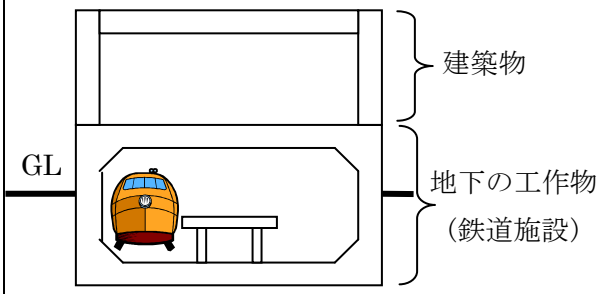 	一つの事例としては、ご質問のとおりの方法で扱うことは考えられます。 　具体的な事案に関する法令上の扱いは個々のケースごとに、所管の特定行政庁に相談してください。

別紙1

今回の改正により緩和される事例について

今回の改正では、危険の度又は有害の度が高くならないと考えられる場合として、マンションの間取りの変更の場合、次のような変更の例は軽微な変更の対象となります。

このような変更事例については、具体的事例を収集し、年内を目処に事例集を作成してお知らせしたいと考えています。

（マンションの間取り変更の場合）

※ 間取りの変更により大きな偏心が生じないよう留意する必要があります。

※ これ以外の場合が、軽微な変更にあたらないというものではありません。また、この事例では避難距離が長くならない場合を想定しています。

事例１：あらかじめ荷重の余裕をもって構造計算を行っている場合でその範囲内で間取りの変更を行う場合

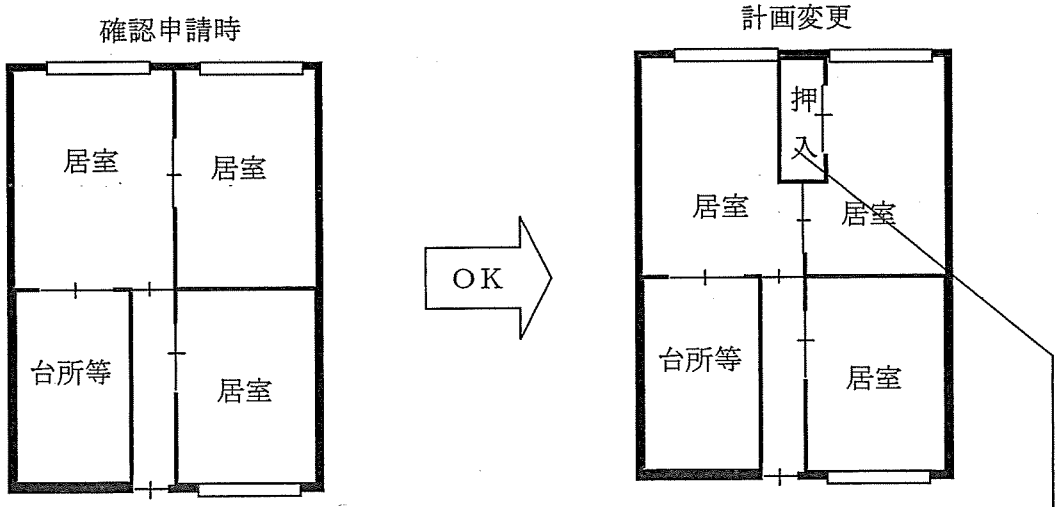

・間仕切り壁をあらかじめ見込んであった構造計算の範囲内で増加
・その他仕上げ等をあらかじめ見込んであった構造計算の範囲内で増加
注．間仕切り壁等が増加した場合にあっても、固定荷重が増加しない場合は、ＯＫ

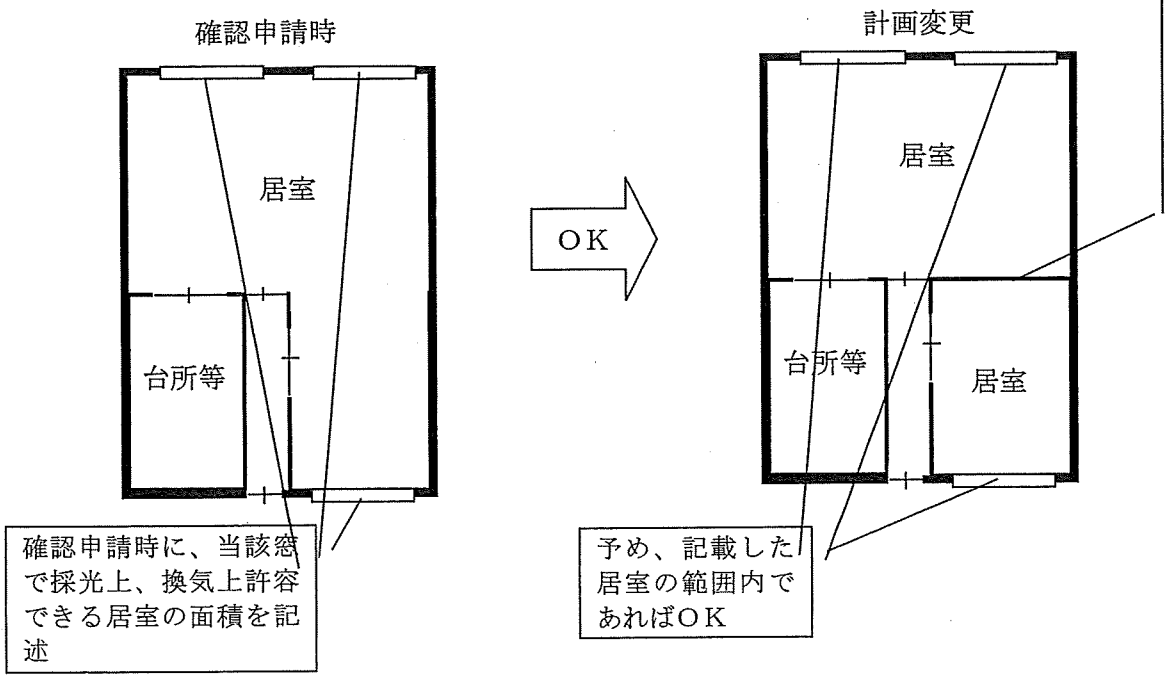

事例２：間取りの変更において、各部にかかる固定荷重又は積載荷重が増加しない場合（採光・換気に関しては変更がない。）

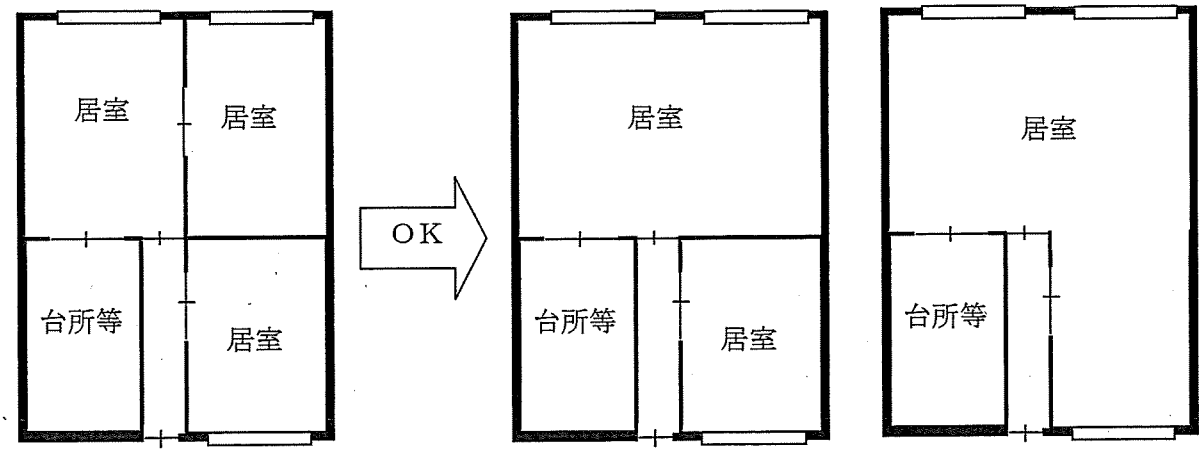

確認申請時　　計画変更

事例３：間取りの変更において、各部にかかる固定荷重又は積載荷重が増加しない場合（採光・換気に関しては予め検討し、申請することにより処理）

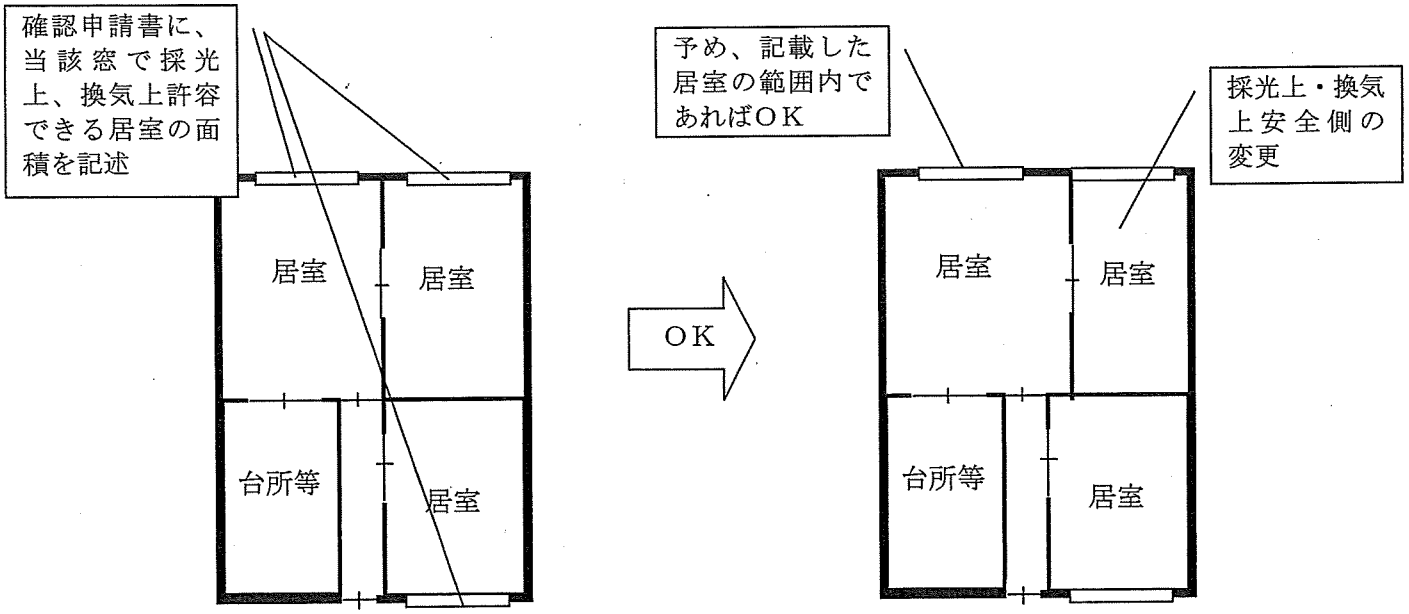

確認申請時　　計画変更